

写

5人委給第144号  
令和5年9月20日

福岡県議会議長 香原勝司 殿

福岡県知事 服部誠太郎 殿

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

## 1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

## 2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和5年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

### (1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,412人（昨年39,347人）、行政職給料表適用職員で8,994人（同8,996人）であり、平均年齢は、全職員で40.6歳（昨年40.8歳）、行政職給料表適用職員で41.1歳（同41.3歳）である。（参考資料第1表）

職員数を10年前の平成25年4月と比較すると、全職員で9,581人（19.6%）減少（行政職給料表適用職員では1人（0.01%）増加）し、平均年齢は、全職員で3.1歳（行政職給料表適用職員では1.8歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

[参考] 全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

## (2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,994人）の平均給与月額は378,124円（昨年379,302円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,412人）の平均給与月額は394,598円（同394,437円）である。

（参考資料第3表）

なお、平均給与月額について、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、行政職給料表適用職員では9.3%、全職員では13.1%、それぞれ減少している。

## 3 民間の給与

### (1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与は、昨年4月から0.2%減少している。また、本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年同月に比べ、全国では3.5%、福岡市では3.5%それぞれ上昇している。

（参考資料第23表）

## (2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,207事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した504事業所を対象に、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。

(参考資料第12表～第21表)

### ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で27.8%（昨年30.0%）、高校卒で14.7%（同14.4%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で54.0%（同34.2%）、高校卒で61.2%（同38.2%）であり、大学卒で19.8ポイント、高校卒で23.0ポイントそれぞれ増加している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で45.1%（同65.8%）、高校卒で38.8%（同61.8%）であり、大学卒で20.7ポイント、高校卒で23.0ポイントそれぞれ減少している。

(参考資料第13表)

### イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は55.7%（昨年31.2%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.9%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	55.7	1.8	0.4	42.1
課長級	43.4	7.0	0.0	49.6

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は89.2%（昨年87.0%）となっている。昇給額については、昨年比べて増額となっている事業所の割合は29.7%（昨年29.8%）、減額となっている事業所の割合は1.5%（同2.7%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	89.6	89.2	29.7	1.5	58.0	0.4	10.4
課長級	77.4	76.4	23.5	0.9	52.0	1.0	22.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 4 本年の職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給

「令和5年県職員給与等実態調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては人事院が民間給与との比較に用いる行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員(行政職給料表適用職員のうち、福祉職、海事職及び医療技術職員等並びに本年度の新規学卒の採用者等を除く7,726人)、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)したところ、その較差は、表3のとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均3,956円(1.09%)下回っていた。(参考資料第4表、第15表)

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
368,011円	364,055円	3,956円 (1.09%)

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額 $\times$ 4.50月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	344,350円
	上半期 (A2)	350,068円
特別給の支給額	下半期 (B1)	757,932円
	上半期 (B2)	806,388円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.20月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.30月分
	年 間	4.50月分

(注) 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

## 5 職員給与と国家公務員給与との比較

### (1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の令和4年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラスパイレス指数は100.6となっている。

表5 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職 員
100.0	100.6

## (2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料(俸給)の月額では、職員(322,804円)が国家公務員(322,487円)を317円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員(364,055円)が国家公務員(404,015円)を39,960円下回っている。

表6 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
	平均給与月額	給料(俸給)の月額	諸手当月額
	円	円	円
国家公務員(A)	404,015	322,487	81,528
職 員 (B)	364,055	322,804	41,251
(A) - (B)	39,960	△317	40,277

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料(俸給)の月額及び諸手当月額は、令和5年の人事院勧告参考資料第3表その1及び本県勧告参考資料第4表による。

## 6 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員の人事管理に関する報告、給与に関する報告及び勧告並びに勤務時間に関する勧告を行った。

人事管理に関する報告においては、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠であるとし、「公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組」、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策」及び「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と



Well-beingの土台となる環境整備」に取り組むことが示された。

給与に関する報告及び勧告においては、月例給については、民間給与が国家公務員給与を平均3,869円上回ったことから、引上げを行うこととし、特別給については、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の年間の平均支給月数を上回ったことから、0.10月分の引上げを行うこととした。また、在宅勤務等手当を新設することとした。

勤務時間に関する勧告においては、フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員を拡大することとした。

これらの概要は、別記のとおりである。

## 別記（人事院の報告及び勧告の概要）

### 公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 民間人材の積極的誘致 (経験者採用・官民人事交流の促進、オンボーディング研修の拡充)</li><li>✓ 採用試験の実施方法の見直し</li><li>✓ 採用時給与水準の改善や役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</li></ul>
02 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等の拡充</li><li>✓ 兼業の在り方の検討</li><li>✓ デジタルを活用した人事管理推進</li><li>✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の円滑化に資する給与上の取組</li></ul>
03 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現と Well-being の土台となる環境整備	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間のインターバル確保、テレワークガイドライン策定</li><li>✓ テレワーク関連手当の新設等</li><li>✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組</li></ul>

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ  
職員一人一人が躍動でき、Well-being が実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- 初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])
- ボーナスを0.10月分引上げ
- 在宅勤務等手当を新設  
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ 月例給 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定  
【平均改定率】1級[係員]5.2%、2級[主任等]2.8% 等  
【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ ボーナス 年間 4.40月分 → 4.50月分  
期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ
- ✓ 手当新設 テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設 [月額:3,000円]

※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり  
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

## む す び

職員の給与決定に係る諸情勢については以上述べてきたとおりである。また、給与以外の勤務条件や人事管理に関する状況・課題等を踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与その他の勤務条件等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

### 1 給与について

#### (1) 本年の給与の改定

##### ア 改定の考え方

##### (ア) 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を3,956円(1.09%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月分の給与の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げる必要がある。

##### (イ) 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.10月分下回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を勘案し、期末手当と勤勉手当に均等に配分することが適当である。

##### イ 改定の内容

##### (ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、本年の公民較差の状況及び人事院勧告で示された行政職俸給表(一)の改定内容を勘案して、給料月額を引き上げる改定を行う必要がある。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、給料月額の改定を行う必要がある。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師並びに獣医師に対する初任給調整手当について、給料表の改定状況等を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることが適当である。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げる必要がある。

(2) その他の課題

ア 会計年度任用職員の給与制度については、本年5月の地方自治法の改正により令和6年度から支給が可能となった勤勉手当の取扱いを含め、引き続き、適切な運用が図られるよう、所要の検討を行う必要がある。

イ 医師及び獣医師の給与上の処遇については、人材確保の観点から、国や他の都道府県の状況等を踏まえ、所要の見直しを検討する必要がある。

ウ 本年、人事院は、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員の在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設について、報告及び勧告を行った。

本県においても、在宅勤務は実施されていることから、今後の国における法改正や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

エ 公立学校の教育職員については、それぞれの職務や勤務の実態を踏まえ、教育職員の意欲や能力の向上に資する処遇改善の検討が国において進められ

ている。

また、国の法整備を受け、近年、夜間中学校（学級）の設置が全国的に進んでおり、そこに勤務する教育職員の特殊性や困難性等に対する手当の措置も行われている。

これらの状況を踏まえ、教育職員の給与の在り方について、国や他の地方公共団体の動向にも留意しながら、調査・研究を進めていく必要がある。

### (3) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度についても、社会と公務の変化に応じたアップデートを図っていく必要があると報告し、本年、この給与制度のアップデートについて、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案として、人材の確保への対応、組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応等について報告した。

この給与制度の整備については、今後も、人事院の検討状況や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

## 2 人材の確保及び育成について

### (1) 有為な人材の確保

少子化の進行や民間企業における採用活動の活発化・早期化、国・他自治体との競争激化などの影響により、職員採用試験の受験者数は減少傾向が続いており、今後も職員採用を取り巻く環境は、一層厳しくなることが予想される。

本委員会はこれまで、有為な人材の確保に向け、事務系・技術系職員別及び女性を対象としたガイダンスの実施や大学等で開催される就職説明会への参加、職種ごとの仕事内容を紹介する動画配信など、各職種、各試験の受験者層に応じた様々な広報活動を行ってきた。

今後も、地域社会に貢献できる県職員の仕事のやりがいや魅力について、しっかりと伝わるよう、技術系や民間経験者等、試験の受験者層ごとにホームページの内容を工夫するなど、任命権者と緊密に連携を図りながら、受験者確保

に取り組んでいく。

また、社会経済情勢の変化に伴い、県民の行政ニーズが多岐に渡る中、質の高い行政サービスを提供できるよう、多様な受験者層から優秀な人材を確保していくため、民間経験者等の積極的誘致を図る試験内容の見直しをはじめ、採用試験全般の見直しを進めていく。

## (2) 女性の活躍推進

任命権者においては、女性職員一人一人が能力を最大限に発揮することによって、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

個人のライフスタイルや働き方に対する考え方が多様化する中、女性の活躍を推進することは、職場風土に変化をもたらし、誰もが働きやすい社会の実現に寄与するものである。今後も引き続き、計画に基づいた積極的な登用や人材育成、管理職を含めた職員一人一人の意識改革、ワーク・ライフ・バランスの推進等に着実に取り組み、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

本委員会としては、任命権者と協力しながら、女性を対象としたガイダンス等を通じて、公務の魅力やキャリアパス、働きやすい勤務環境等について、具体的に発信するなど積極的な広報を行い、優秀な女性人材の確保に粘り強く取り組んでいく。

## (3) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発・人材育成を目的として導入され、全職員を対象に給与への反映がなされており、既に制度として受け入れられているところである。

人事評価の結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用していくためには、職員の能力及び業績を適切に把握し、適正な評価を行うことが重要である。

また、評価の過程で行われる面談は、人材育成の重要な機会であり、制度の根本となるものであることから、上司と部下は日頃から双方向のコミュニケー

ションを図り、部下の成長につながる機会となるよう面談の質を充実していくことが大切である。

任命権者においては、引き続き、運用実態を検証し、評価者である管理職員の評価スキル向上を図る研修の徹底などに努め、職員の理解と納得感を高めながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を進めていく必要がある。

### 3 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

#### (1) 長時間労働の是正等

本県では、平成31年4月から、人事委員会規則により、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限設定を行っているが、月100時間以上の時間外勤務を命じられた職員は、新型コロナウイルス感染症や大雨災害等への対応のため、当該上限設定以降も増加傾向にあった。令和4年度における当該職員の延べ人数は、745人と令和3年度からほぼ半減したものの、未だ一定数の職員が時間外勤務の上限時間を上回る状況となっている。

長時間労働は、職員の心身の健康を損なうおそれがあるのみならず、仕事と生活の両立や労働意欲保持に影響を及ぼすものであるため、組織を挙げて強い姿勢で、その是正に取り組む必要がある。

任命権者においては、時間外勤務の縮減に向け、各種の取組を行っているところであるが、なお一層、業務量に応じた人員の確保や適正な配置、事務事業の精選や効率化の推進などについて、実効性を確保していくことが肝要である。

特に、管理監督者は、長時間労働は職員の健康の保持及び業務効率の向上を阻害することをしっかりと認識するとともに、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを強く自覚し、また、全ての職員は、コスト意識を持って効率的な事務処理に努めるなど長時間労働の是正に対する意識を高め、全体で時間外勤務の縮減に努めていくことが重要である。

また、やむを得ず長時間労働に従事した職員の心身の健康の確保は重要であることから、任命権者においては、職員の健康不調を早期に発見し、解消するため、医師の面接指導の対象となった職員が面接指導を確実に受けることができるようにするとともに、面接指導後は、医師からの意見を勘案し、当該職員



の実情に応じた措置を講じる必要がある。

年次休暇については、これまで任命権者において、計画的な使用の周知、使用日数が特に少ない職員に対する個別の呼びかけなど様々な取組が実施され、使用日数は改善傾向にあるが、職員の心身の健康の保持増進のため、引き続き、職員が年次休暇を使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

## (2) 教職員の働き方改革

学校においては、通常の授業に加え、学校行事の準備・運営、部活動、生徒指導、保護者及び地域活動への対応など、業務が多岐にわたっており、教職員は多忙を極めている。

教育の質の維持・向上や教職員が児童生徒としっかりと向き合うには、そのための時間の確保・充実が不可欠であるため、個々の教職員が業務の見直しや効率化に努めるだけでなく、校長等の管理職員をはじめとした教職員が一丸となって、働き方改革を進めることが重要である。

また、教職員が、心身の健康を保持増進しながら、やりがいを持って安心して働き続けることができるようにするためにも、働き方改革の推進は極めて重要である。

本県においては、県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、教職員、管理職員の意識改革や業務改善の推進、部活動の負担軽減等に向けた様々な取組を実施しているところであるが、依然として、長時間勤務を行っている教職員は多い。

そのため、県教育委員会においては、現在実施している取組の結果を検証し、より効果的な取組を着実に推進していくことが必要である。

また、各学校においては、校長等の管理職員が、教職員の勤務状況の把握を自らの重要な責務であると強く自覚するとともに、業務の見直しや効率化・合理化に向けてリーダーシップを発揮し、教職員の勤務時間の適正化や負担軽減を行うことが極めて重要である。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、引き続き、市町村教育委員会と連携

を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

なお、国においては、現在、特別部会の設置などにより、教員の処遇改善や働き方改革について検討されているところである。県教育委員会においては、今後の法改正や国の動向を注視しながら、働き方改革の一層の推進に取り組んでいく必要がある。

### (3) 多様な働き方の推進及び仕事と生活の両立支援

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、育児、介護等と仕事の両立の支援となるとともに、これら時間に制約のある職員のみならず全ての職員にとって、能力発揮やライフスタイルに合った多様な働き方を実現する有効な取組である。

本県では、近年、時差通勤の運用拡大、在宅勤務やICTの活用など、職員の働き方が大きく変化しており、福岡県行政改革大綱に基づき、デジタル技術の活用による働き方改革の推進などの行政改革も進めているところである。

任命権者においては、職員の多様な働き方について、その推進及び仕事と生活の両立支援のためにも、現行の制度の活用状況や職員のニーズを踏まえ、国の「柔軟な働き方を実装するための制度改革」について注視するとともに、他の都道府県、民間労働法制の動向にも留意しながら、引き続き検討し充実を図る必要がある。

また、男性職員の仕事と育児の両立については、特定事業主行動計画等において、育児休業や出産・育児に係る休暇の取得率等の目標を掲げ、取組を進めているところである。

任命権者においては、全ての職員に対し、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するための制度や、多様な働き方が幅広く利用されるよう周知を図るとともに、職場におけるサポート体制を拡充していく必要がある。

### (4) ハラスメント防止対策

職場におけるあらゆるハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけるだけで

なく、職員の心の健康を損なわせ、当事者のみならず職場全体の公務能率の低下や貴重な人材の損失につながりかねない重大な問題である。

任命権者においては、ハラスメント防止に関する指針や要綱を定め、相談窓口の設置、研修の実施などにより、ハラスメントの未然防止や解消に努めているところである。

しかしながら、令和4年度の職場におけるハラスメントの相談は依然として多く寄せられ、特にパワー・ハラスメントの相談件数が増加している。

ハラスメントは決して許されないものであることから、任命権者においては、職員への研修や周知・啓発などの取組をしっかりと行う必要があり、管理職をはじめとする全ての職員は、誰もがハラスメントの行為者となり得ることを十分理解した上で、自らの言動に注意を払い、他者を尊重して、ハラスメントのない職場づくりに取り組む必要がある。

#### (5) メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持増進は、職員がその能力を十分に発揮し、活力のある職場づくりを行うにあたって必要不可欠なものである。

任命権者において、職員への研修をはじめ様々な取組が行われているものの、本県職員における精神疾患による長期病気休暇者は、増加傾向にある。本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」によると、長期病気休暇者に占める精神疾患を原因とする者の割合は、昨年度に引き続き6割を超える状況であり、年代別にみると、20歳台の若手職員及び50歳台の職員が高くなっている。

任命権者においては、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見・早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防等にしっかりと取り組んでいくことが重要である。

また、(1)及び(4)で述べた長時間労働の是正やハラスメントの防止は、職場環境の改善に寄与するものであることから、職員のメンタルヘルス不調の防止の観点からも、着実に取り組んでいく必要がある。

## (6) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、勤務条件については、国の非常勤職員の取扱いや他の都道府県の動向等にも留意しながら、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

## 4 定年の引上げに関する制度の適切な運用について

定年引上げに関する地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が、令和5年4月に施行され、本県においても、今年度末の退職予定者から段階的に引き上げが始まる。

任命権者においては、高齢期職員を含めた組織全体の活力が維持できる制度となるよう、引き続き、職員に対して丁寧な情報提供を行うとともに、改正法の趣旨に沿って、適切に制度を運用していく必要がある。

本委員会においては、任命権者における制度の運用状況や人事院における定年前再任用短時間勤務職員等の給与の検討状況について注視していく。

## 5 公務員倫理の徹底について

任命権者においては、研修の機会や不祥事が起きた際に、綱紀の保持・肅正を目的とした周知・指導を繰り返し行っているが、依然として、性的非行や飲酒運転などの不祥事が発生し、県民の信頼を著しく損なう事態が生じている。

職員自身においては、県民全体の奉仕者として、使命感と規範意識を持って職務に精励すべきであり、自らの行動が県全体と県職員全体の信用に大きな影響を与えることをしっかりと自覚し、公務内外を問わず行動を厳しく律する必要がある。

任命権者においては、不祥事防止のため、職員の服務規律の確保について、一層の徹底を図る必要がある。また、管理職員は、職員の勤務態度や生活の異変を察知できるよう、職場内におけるコミュニケーションの活性化に努めるなど、風

通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。

## 6 おわりに

行政課題が複雑化・多様化・高度化する中で、効率的な業務遂行と質の高い行政サービスの一層の向上を図るため、職員においては、それぞれが自身の力を最大限発揮し、全体の奉仕者としての強い使命感と揺るぎない高い倫理意識を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められており、これに職員が応えるためには、任命権者においては、これまで述べてきた必要な取組等への着実な対応が求められる。

そのような中で、職員は、県民の生活を守り、安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本年の勧告は、昨年につき、2年連続で月例給及び特別給の引上げを行うものとなった。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別紙第 2

# 勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

### 1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 初任給調整手当について

(ア) 医師職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を310,200円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を49,900円とし、特定獣医師職給料表の適用を受ける獣医師に対する支給月額の限度を35,400円とすること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 期末手当

###### a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.025月分）とすること。

###### b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(イ) 勤勉手当

a b以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（特定管理職員にあつては、それぞれ1.225月分）とすること。

b 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（特定管理職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

**2 任期付研究員条例の改正**

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

**3 任期付職員条例の改正**

(1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

**4 改定の実施時期**

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。

別表第1

イ 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	454,500	514,500	
	25	196,200	245,400	273,800	312,800	340,700	369,700	455,900	515,600	
	26	197,900	247,100	275,500	314,800	342,600	371,600	457,200	516,700	
	27	199,400	248,400	277,100	316,800	344,500	373,500	458,500	517,900	
	28	200,900	249,900	278,700	318,700	346,400	375,400	459,700	519,100	
	29	202,400	251,200	280,300	320,400	348,000	376,900	460,700	520,100	
	30	203,800	252,500	281,800	322,400	349,900	378,700	461,400	521,000	
	31	205,200	253,900	283,300	324,400	351,700	380,500	462,200	521,900	
	32	206,600	255,100	284,800	326,400	353,500	382,100	462,900	522,800	
	33	208,000	256,200	285,900	327,600	355,300	383,800	463,600	523,600	
	34	209,300	257,300	287,500	329,600	357,100	386,500	464,400	524,500	
	35	210,600	258,300	289,000	331,500	358,800	389,000	465,100	525,200	
	36	211,900	259,200	290,500	333,500	360,500	391,500	465,700	525,700	
	37	214,400	260,400	291,900	335,400	361,900	393,900	466,200	526,400	
	38	216,100	261,900	293,500	337,300	363,200	396,200	466,800	527,000	
	39	217,800	263,300	295,100	339,200	364,500	398,400	467,400	527,800	
	40	219,400	264,700	296,700	341,100	365,900	400,700	468,000	528,400	
	41	220,900	266,200	298,200	342,900	369,200	402,500	468,500	528,900	
	42	222,500	267,800	299,800	344,800	371,100	404,500	469,000		
	43	224,000	269,300	301,300	346,600	373,000	406,300	469,400		
	44	225,500	270,700	302,800	348,400	375,000	408,100	469,700		
	45	226,600	272,600	304,100	349,900	376,500	410,000	470,000		
	46	228,000	274,300	306,100	351,300	378,300	411,800			
	47	229,300	275,800	308,100	352,700	380,100	413,600			
	48	230,700	277,300	310,000	354,200	381,600	415,500			



定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	49	232,200	278,700	311,500	355,700	383,300	417,300
	50	233,700	280,500	313,600	356,500	384,700	418,800
	51	235,200	282,100	315,700	357,500	386,200	420,300
	52	236,600	283,500	317,700	358,500	387,700	421,900
	53	237,800	285,000	319,700	361,400	389,100	423,500
	54	239,400	286,700	321,700	362,700	390,300	424,800
	55	241,000	288,100	323,700	364,100	391,500	426,100
	56	242,400	289,600	325,800	365,400	392,600	427,300
	57	243,400	291,100	327,200	366,700	393,700	428,500
	58	244,800	292,700	329,200	367,600	394,900	429,800
	59	246,100	294,300	331,000	368,700	396,100	431,100
	60	247,100	295,900	333,000	369,700	397,200	432,300
	61	248,300	297,400	334,900	370,500	397,900	433,500
	62	249,200	299,100	336,800	371,400	398,600	434,300
	63	250,000	300,800	338,800	372,300	399,300	435,100
	64	250,800	302,300	340,700	373,200	400,000	435,900
	65	251,900	303,700	342,500	374,100	400,600	436,500
	66	252,800	305,200	344,400	374,900	401,200	437,200
	67	253,600	306,800	346,100	375,700	401,700	437,900
	68	254,400	308,500	347,900	376,400	402,100	438,600
	69	255,100	309,700	349,400	377,100	402,500	439,400
	70	256,300	311,200	350,800	377,800	402,800	440,200
	71	257,600	312,700	352,300	378,500	403,100	440,600
	72	258,800	314,300	353,700	379,200	403,400	441,200
	73	259,900	315,800	355,300	379,700	403,700	441,700
	74	261,100	317,400	356,100	380,300	404,000	442,100
	75	262,200	319,000	357,300	380,900	404,300	442,500
	76	263,400	320,400	358,300	381,600	404,600	442,900
77	264,400	322,000	359,200	382,000	404,900	443,300	
78	265,400	323,100	360,300	382,700	405,200	443,700	
79	266,500	324,300	361,200	383,300	405,500	444,100	
80	267,600	325,400	362,200	383,900	405,700	444,400	
81	268,600	326,100	363,100	384,300	406,000	444,700	
82	269,500	327,000	363,800	384,900	406,300	445,100	
83	270,500	327,700	364,500	385,500	406,600	445,400	
84	271,500	328,400	365,200	386,100	406,900	445,700	
85	272,300	329,300	365,600	386,500	407,100	446,000	
86	273,100	329,700	366,200	387,000	407,400		
87	274,100	330,400	366,900	387,500	407,700		
88	275,100	331,100	367,600	388,100	408,000		
89	275,900	331,900	367,900	388,400	408,200		
90	276,900	332,600	368,600	388,800	408,500		
91	277,800	333,300	369,300	389,200	408,800		
92	278,700	334,000	370,000	389,600	409,000		
93	279,900	334,600	370,300	389,900	409,200		
94		335,200	370,900	390,200	409,500		
95		335,600	371,600	390,500	409,800		
96		336,200	372,200	390,800	410,000		
97		336,500	372,600	391,000	410,200		
98		337,000	373,100	391,300	410,500		
99		337,400	373,800	391,600	410,800		
100		337,900	374,400	391,800	411,000		

101		338,300	374,800	392,000	411,200					
102		338,800	375,300	392,300	411,500					
103		339,300	375,900	392,600	411,800					
104		339,800	376,400	392,800	412,000					
105		340,100	376,900	393,000	412,200					
106		340,500	377,500	393,300						
107		341,000	378,000	393,600						
108		341,400	378,300	393,800						
109		341,700	378,700	394,000						
110		342,100	379,200	394,300						
111		342,600	379,600	394,600						
112		343,000	380,000	394,800						
113		343,300	380,400	395,000						
114		343,600	380,900	395,300						
115		344,100	381,300	395,600						
116		344,500	381,700	395,800						
117		344,600	382,000	396,000						
118		345,100	382,400	396,300						
119		345,500	382,800	396,600						
120		345,800	383,200	396,800						
121		346,100	383,500	397,000						
122		346,500	383,900							
123		346,900	384,300							
124		347,300	384,600							
125		347,800	384,900							
126		348,200	385,300							
127		348,600	385,600							
128		349,000	385,900							
129		349,500	386,200							
130		349,900	386,500							
131		350,200	386,800							
132		350,500	387,100							
133		351,000	387,400							
134			387,700							
135			388,000							
136			388,300							
137			388,500							
138			388,800							
139			389,100							
140			389,300							
141			389,500							
定年前再 任用短時 勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ロ 医師職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		
89		483,800	542,700		
90		484,400			
91		485,000			
92		485,400			

	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、本庁、保健福祉環境事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 看護師職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800

	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,200
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,500
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	433,800
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,100
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,400
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,500
96	285,600	317,800	350,700	368,200	394,900
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,200
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,600
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,000
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900	396,600
102	289,900	320,800	353,300	371,400	397,000
103	290,700	321,400	353,800	371,900	397,300
104	291,500	321,900	354,200	372,300	397,600
105	292,100	322,300	354,500	372,900	397,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400	398,200
107	293,100	323,300	355,400	373,900	398,500
108	293,500	323,800	355,700	374,400	398,800
109	293,700	324,200	356,200	375,000	399,100
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700	377,500	
115	295,300	326,300	359,200	378,000	
116	295,500	326,600	359,600	378,400	
117	295,800	326,800	360,000	378,800	
118	296,100	327,100	360,400	379,200	
119	296,400	327,500	360,900	379,600	
120	296,700	327,700	361,400	380,000	
121	297,000	327,900	361,800	380,400	
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			



	141	303,100	334,200				
	142	303,500	334,600				
	143	303,900	334,900				
	144	304,200	335,300				
	145	304,400	335,600				
	146	304,600	336,000				
	147	304,900	336,400				
	148	305,300	336,800				
	149	305,500	337,100				
	150	305,700	337,500				
	151	306,000	337,900				
	152	306,300	338,300				
	153	306,700	338,600				
	154	306,900					
	155	307,100					
	156	307,400					
	157	307,700					
	158	308,000					
	159	308,300					
	160	308,600					
	161	309,000					
	162	309,300					
	163	309,600					
	164	309,900					
	165	310,300					
	166	310,600					
	167	310,900					
	168	311,200					
	169	311,600					
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、こども療育センター新光園等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

二 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200
	29	220,000	273,900	346,000	386,600	462,700
	30	221,600	276,000	347,600	388,400	465,200
	31	223,400	277,900	349,000	390,300	467,700
	32	225,200	279,700	350,300	392,100	470,100
	33	227,200	281,400	351,500	393,600	472,400
	34	229,300	283,400	352,900	395,400	474,800
	35	231,600	285,400	354,200	397,000	477,200
	36	233,600	287,200	355,500	398,700	479,700
	37	235,600	288,900	356,700	399,900	482,100
	38	238,000	290,000	357,900	401,300	484,600
	39	240,400	291,100	359,100	402,700	487,000
	40	242,600	292,200	360,300	404,100	489,500
	41	244,700	293,200	361,000	405,400	491,800
	42	247,200	293,900	362,100	406,700	494,000
	43	249,900	294,400	363,300	408,200	496,200
	44	252,400	294,900	364,400	409,700	498,400
	45	254,700	296,900	365,500	410,900	500,000
	46	257,000	298,800	366,700	412,100	501,500
	47	259,200	300,600	367,900	413,700	503,100
	48	261,500	302,300	369,000	415,200	504,600

	49	263,900	304,100	370,000	416,500	506,300
	50	266,200	306,500	371,300	417,900	507,700
	51	268,400	308,900	372,600	419,300	509,100
	52	270,400	311,400	373,800	420,700	510,600
	53	272,800	313,600	374,500	422,100	511,700
	54	274,800	315,900	375,500	423,500	512,900
	55	276,600	318,000	376,400	424,900	514,100
	56	278,500	320,400	377,200	426,300	515,300
	57	280,100	322,300	377,900	427,400	516,200
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	58	282,100	324,000	378,600	428,700	517,200
	59	284,000	325,900	379,300	430,100	518,200
	60	285,800	327,600	380,000	431,400	519,200
	61	287,400	329,600	380,600	432,200	520,300
	62	288,600	331,500	381,300	433,100	521,200
	63	289,800	333,300	382,100	434,100	521,900
	64	291,000	335,200	382,900	435,000	522,600
	65	292,000	337,100	383,500	435,900	523,400
	66	292,800	338,800	384,300	436,700	524,200
	67	293,400	340,400	385,000	437,300	525,000
	68	294,000	342,200	385,700	438,100	525,800
	69	294,400	344,000	386,300	438,500	526,500
	70	295,200	345,700	387,000	439,100	527,300
	71	296,200	347,200	387,700	439,600	528,100
	72	297,000	348,800	388,400	440,100	528,900
	73	298,200	349,900	389,100	440,600	529,600
	74	299,300	351,300	389,700	441,100	
	75	300,000	352,800	390,300	441,600	
	76	300,900	354,200	391,000	442,100	
	77	302,000	355,500	391,700	442,500	
	78	303,000	356,900	392,300	443,000	
	79	304,000	358,300	392,900	443,400	
	80	304,900	359,700	393,500	443,800	
	81	305,600	360,400	394,100	444,200	
	82	306,600	361,500	394,700	444,600	
	83	307,600	362,700	395,300	445,000	
	84	308,500	363,600	395,900	445,400	
	85	309,200	364,800	396,400	445,700	
	86	310,100	366,000	396,900	446,100	
	87	310,800	367,300	397,400	446,400	
	88	311,400	368,300	398,100	446,700	
	89	312,200	369,400	398,500	447,000	
	90	313,200	370,700			
	91	314,100	372,000			
	92	314,900	373,200			
	93	315,900	373,900			
	94	316,800	374,900			
	95	317,900	375,700			
	96	318,900	376,600			
	97	319,400	377,400			
	98	320,400	378,200			
	99	321,500	378,900			
	100	322,600	379,600			

	101	323,700	380,200			
	102	324,600	380,900			
	103	325,500	381,800			
	104	326,400	382,700			
	105	327,300	383,200			
	106	328,100	384,000			
	107	328,800	384,800			
	108	329,500	385,600			
	109	330,000	386,200			
	110	330,500	386,900			
	111	331,000	387,600			
	112	331,400	388,300			
	113	331,700	389,000			
	114	332,200	389,600			
	115	332,700	390,200			
	116	333,200	390,900			
	117	333,500	391,600			
	118	333,800	392,200			
	119	334,200	392,800			
	120	334,600	393,400			
	121	335,100	394,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ホ 特定獣医師職給料表

職員の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	182,900	245,100	286,600	300,000	323,400	365,500	410,300
	2	184,400	247,000	288,800	302,200	325,600	368,100	412,700
	3	186,000	248,900	291,000	304,400	327,800	370,500	415,200
	4	187,600	250,400	293,200	306,500	329,800	372,900	417,600
	5	189,100	252,300	295,200	308,500	331,800	374,800	419,500
	6	191,200	254,400	297,500	310,700	333,800	377,300	421,600
	7	193,200	256,200	299,900	312,800	335,700	379,600	423,700
	8	195,200	258,000	302,200	314,900	337,600	382,100	425,900
	9	196,800	259,900	303,800	316,600	339,400	384,500	427,800
	10	198,500	261,500	306,300	318,800	341,300	387,100	429,900
	11	200,000	263,000	308,300	320,800	343,200	389,700	432,000
	12	201,500	264,400	310,500	322,800	345,100	392,300	433,900
	13	203,200	265,700	312,800	325,000	347,100	394,600	435,600
	14	204,600	267,400	314,600	326,900	349,100	396,900	437,400
	15	206,000	269,200	316,100	328,600	351,100	399,100	439,300
	16	207,400	270,800	317,700	330,300	352,900	401,400	441,200
	17	209,200	272,200	319,300	332,000	354,700	403,200	443,000
	18	210,900	273,800	321,300	334,000	356,600	405,100	444,800
	19	212,600	275,400	323,500	336,000	358,500	407,000	446,600
	20	214,000	277,200	325,300	337,900	360,500	408,800	448,300
	21	215,500	279,200	327,000	339,600	362,200	410,600	450,100
	22	217,300	281,200	328,900	341,500	364,000	412,400	451,600
	23	219,100	283,100	330,700	343,300	365,900	414,200	453,000
	24	220,700	285,200	332,500	345,200	367,800	416,000	454,500
	25	222,200	286,800	334,200	347,000	369,700	417,600	455,900
	26	223,700	288,900	336,200	348,900	371,600	419,100	457,200
	27	225,300	290,700	338,100	350,800	373,500	420,600	458,500
	28	226,700	292,600	340,000	352,700	375,400	422,100	459,700
	29	228,000	294,700	341,700	354,500	377,300	423,600	460,700
	30	229,400	296,100	343,600	356,400	379,200	424,900	461,400
	31	230,700	297,700	345,400	358,300	381,100	426,200	462,200
	32	232,100	299,300	347,100	360,000	382,800	427,400	462,900
	33	233,400	300,700	348,300	361,200	384,000	428,600	463,600
	34	234,900	302,100	350,100	362,900	385,600	429,900	464,400
	35	236,500	303,500	352,000	364,600	387,100	431,200	465,100
	36	237,800	304,700	353,900	366,300	388,600	432,400	465,700
	37	239,000	305,900	355,600	367,900	390,100	433,600	466,200
	38	240,500	307,300	357,400	369,200	391,000	434,400	466,800
	39	241,900	308,600	359,200	370,600	392,000	435,200	467,400
	40	243,200	310,000	360,900	371,900	392,900	436,000	468,000
	41	244,100	311,400	362,600	373,300	393,900	436,600	468,500
	42	245,500	312,800	364,000	374,600	395,100	437,300	469,000
	43	246,500	314,200	365,400	375,800	396,200	438,000	469,400
	44	247,900	315,700	366,800	377,100	397,300	438,700	469,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	249,100	317,200	367,800	378,000	398,200	439,500	470,000
	46	250,100	318,700	368,900	378,900	398,900	440,300	
	47	251,000	320,200	369,900	379,800	399,600	440,700	
	48	252,000	321,500	370,900	380,600	400,300	441,400	
	49	253,000	322,500	371,600	381,200	400,800	441,900	
	50	253,800	324,100	371,900	381,600	401,300	442,300	
	51	254,600	325,600	372,400	382,100	401,800	442,700	
	52	255,400	327,100	372,900	382,600	402,200	443,100	
	53	256,200	328,300	373,300	383,000	402,600	443,500	
	54	257,300	329,900	373,800	383,400	402,900	443,900	
	55	258,400	331,400	374,400	383,800	403,200	444,300	
	56	259,500	332,800	374,900	384,200	403,500	444,600	
	57	260,700	333,800	375,400	384,600	403,800	444,900	
	58	261,900	335,400	376,000	385,100	404,100	445,300	
	59	263,000	336,800	376,600	385,500	404,400	445,600	
	60	264,100	338,300	377,100	385,900	404,700	445,900	
	61	265,100	339,500	377,500	386,300	405,000	446,200	
	62	266,100	341,100	378,000	386,700	405,300		
	63	267,100	342,600	378,600	387,100	405,600		
	64	268,000	344,100	379,200	387,600	405,900		
	65	268,900	345,200	379,700	388,000	406,200		
	66	269,900	346,800	380,300	388,400	406,500		
	67	270,800	348,100	380,600	388,700	406,800		
	68	271,700	349,500	381,100	389,100	407,100		
	69	272,700	350,700	381,700	389,500	407,300		
	70	273,600	351,900	382,200	389,900	407,600		
	71	274,500	353,100	382,700	390,300	407,900		
	72	275,400	354,200	383,200	390,700	408,100		
	73	276,300	355,200	383,700	391,000	408,300		
	74	277,200	356,200	384,200	391,400	408,600		
	75	278,100	357,100	384,700	391,800	408,900		
	76	279,000	358,100	385,100	392,100	409,100		
	77	280,000	359,000	385,500	392,400	409,300		
	78	281,000	359,700	385,800	392,700	409,600		
	79	281,800	360,500	386,100	393,000	409,900		
	80	282,700	361,300	386,300	393,200	410,100		
	81	283,200	361,900	386,500	393,400	410,300		
	82	284,000	362,400	386,800	393,700	410,600		
	83	284,800	363,000	387,100	394,000	410,900		
	84	285,700	363,500	387,300	394,200	411,100		
	85	286,600	364,000	387,500	394,400	411,300		
	86	287,400	364,200	387,800	394,700	411,600		
	87	288,200	364,800	388,100	395,000	411,900		
	88	289,000	365,400	388,300	395,200	412,100		
	89	289,700	365,700	388,500	395,400	412,300		
	90	290,200	366,200	388,800	395,700	412,600		
	91	290,600	366,600	389,100	396,000	412,900		
	92	291,000	367,100	389,300	396,200	413,100		

	93	291,400	367,600	389,500	396,400	413,300		
	94		368,100	389,800	396,700	413,600		
	95		368,600	390,100	397,000	413,900		
	96		369,000	390,300	397,200	414,100		
	97		369,200	390,500	397,400	414,300		
	98		369,600	390,800	397,700			
	99		370,100	391,100	398,000			
	100		370,500	391,300	398,200			
	101		370,800	391,500	398,400			
	102			391,800	398,700			
	103			392,100	399,000			
	104			392,300	399,200			
	105			392,500	399,400			
	106			392,800	399,700			
	107			393,100	400,000			
	108			393,300	400,200			
	109			393,500	400,400			
	110				400,700			
	111				401,000			
	112				401,200			
	113				401,400			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		241,800	263,100	284,300	295,400	316,500	358,000	391,200

備考 この表は、家畜保健衛生所及び食肉衛生検査所に勤務する獣医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

へ 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	426,700	450,300
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	428,100	452,100
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	429,500	453,900
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	431,100	455,600
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	405,200	432,400	457,200
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	407,000	434,100	458,900
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	408,700	435,800	460,500
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	410,300	437,400	462,300



	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	411,900	438,800	463,800
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	413,400	440,500	465,200
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	415,000	442,200	466,700
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	416,400	443,800	468,000
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	417,700	445,200	469,200
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	419,200	445,900	469,900
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	420,700	446,600	470,600
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	422,200	447,300	471,300
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	423,700	447,700	471,800
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	425,000	448,300	472,600
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	426,300	449,000	473,300
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	427,500	449,600	473,900
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	428,500	450,400	474,200
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	429,200	451,100	474,800
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	430,000	451,600	475,300
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	430,800	452,100	475,800
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	431,300	452,600	476,300
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	431,700	452,900	476,700
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	432,100	453,200	477,100
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	432,400	453,600	477,500
	69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	432,700	454,000	477,800
	70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	433,100	454,200	478,200
	71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	433,400	454,500	478,600
	72	281,000	298,300	319,800	365,300	407,900	433,700	454,600	478,900
	73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	434,000	455,000	479,200
	74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	434,300	455,200	479,600
	75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	434,600	455,400	479,900
	76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	434,900	455,600	480,200
	77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	435,200	456,000	480,500
	78	287,100	305,000	328,700	372,500	410,800	435,500	456,300	
	79	288,100	306,200	330,300	373,700	411,400	435,800	456,600	
	80	288,700	307,500	331,900	374,800	411,900	436,000	456,800	
	81	289,600	308,700	333,500	375,900	412,300	436,300	457,000	
	82	290,600	310,100	335,100	377,100	412,900	436,600	457,300	
	83	291,500	311,200	336,700	378,200	413,400	436,900	457,600	
	84	292,300	312,500	338,300	379,400	413,600	437,200	457,800	
	85	293,400	313,400	339,700	380,500	413,900	437,400	458,000	
	86	294,500	314,700	341,200	381,100	414,400	437,700	458,300	
	87	295,400	316,000	342,700	381,600	414,700	438,000	458,600	
	88	296,400	317,500	344,100	382,100	415,000	438,300	458,800	
	89	297,400	319,000	345,400	382,700	415,300	438,500	459,000	
	90	298,500	320,500	346,600	383,300	415,700	438,800		
	91	299,600	321,900	347,800	383,900	416,100	439,100		
	92	300,700	323,400	349,100	384,500	416,500	439,400		
	93	301,200	324,600	350,400	384,800	416,800	439,600		
	94	302,300	325,900	351,900	385,300	417,200	439,900		
	95	303,400	327,200	353,400	385,900	417,600	440,200		
	96	304,700	328,500	354,800	386,400	417,900	440,500		
	97	305,800	329,700	356,100	386,800	418,200	440,700		
	98	307,000	331,000	357,300	387,200		441,000		
	99	308,200	332,200	358,400	387,800		441,300		
	100	309,400	333,400	359,600	388,300		441,600		

定年前再  
任用  
短時間勤  
務職員以  
外の職員

	101	310,500	334,800	360,700	388,700		441,800		
	102	311,500	335,700	361,800	389,200				
	103	312,500	336,700	362,900	389,800				
	104	313,500	337,800	364,000	390,300				
	105	314,300	338,900	365,200	390,600				
	106	314,900	340,000	365,700	391,000				
	107	315,500	341,000	366,300	391,500				
	108	316,100	342,000	366,900	391,800				
	109	316,600	343,200	367,500	392,100				
	110	317,100	344,200	368,000	392,600				
	111	317,500	345,200	368,500	393,100				
	112	318,000	346,100	369,000	393,600				
	113	318,800	347,000	369,400	393,900				
	114	319,500	347,900	369,800	394,400				
	115	320,200	348,900	370,400	394,900				
	116	320,800	349,900	370,900	395,400				
	117	321,400	350,900	371,300	395,700				
	118	322,200	351,300	371,800	396,200				
	119	322,900	351,900	372,400	396,700				
	120	323,700	352,500	372,900	397,200				
	121	324,300	352,800	373,100	397,600				
	122	324,600	353,200	373,600	398,100				
	123	325,100	353,700	374,100	398,500				
	124	325,600	354,100	374,500	399,000				
	125	325,900	354,500	375,000	399,400				
	126		354,900	375,500	399,800				
	127		355,400	376,000	400,200				
	128		355,800	376,500	400,600				
	129		356,200	376,800	401,000				
	130		356,600	377,300	401,400				
	131		357,000	377,800	401,800				
	132		357,400	378,300	402,200				
	133		357,600	378,600	402,500				
	134		358,100	379,100	402,900				
	135		358,500	379,500	403,300				
	136		358,800	379,900	403,600				
	137		359,100	380,200	403,900				
	138		359,500	380,700					
	139		360,000	381,200					
	140		360,500	381,700					
	141		360,800	382,000					
	142		361,300						
	143		361,800						
	144		362,300						
	145		362,600						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	343,900	379,200	410,900

備考 この表は、警察官に適用する。

ト 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	219,700	274,900	337,600	418,700
	2	178,700	221,400	277,200	339,600	420,500
	3	180,300	222,900	279,500	341,600	422,300
	4	181,800	224,400	281,600	343,600	423,900
	5	183,400	226,100	283,800	345,600	425,400
	6	185,300	227,400	286,000	347,200	426,900
	7	187,100	228,600	288,200	348,800	428,700
	8	189,000	229,900	290,300	350,300	430,500
	9	190,700	231,600	292,400	351,800	432,200
	10	192,800	233,300	294,700	353,800	434,000
	11	194,800	235,000	297,000	355,800	435,900
	12	196,800	236,600	299,100	357,700	437,700
	13	198,800	238,100	301,300	359,600	439,400
	14	200,900	240,100	303,100	361,500	441,300
	15	203,000	242,000	304,900	363,300	443,100
	16	205,100	243,900	306,600	364,900	445,000
	17	207,300	245,600	308,200	366,500	446,700
	18	209,400	248,000	310,400	368,300	448,500
	19	211,600	250,400	312,500	370,100	450,300
	20	213,500	252,800	314,800	371,900	452,100
	21	215,700	255,200	316,800	373,500	453,700
	22	217,300	257,600	319,000	375,400	455,400
	23	218,800	259,900	321,200	377,100	457,300
	24	220,300	262,100	323,500	378,800	459,000
	25	221,800	264,300	325,700	380,100	460,700
	26	223,000	266,500	327,900	381,900	462,300
	27	224,200	268,900	330,000	383,700	463,900
	28	225,500	271,000	332,000	385,600	465,400
	29	226,800	273,300	334,000	387,400	466,900
	30	228,300	275,600	335,400	389,200	468,200
	31	229,900	277,800	336,800	391,100	469,500
	32	231,300	279,900	338,400	393,000	470,800
	33	232,700	282,000	339,900	394,600	472,000
	34	234,400	284,200	341,900	396,300	472,700
	35	236,200	286,300	344,000	397,900	473,400
	36	237,700	288,200	345,800	399,600	474,100
	37	239,100	290,300	347,700	400,800	474,700
	38	240,600	292,000	349,600	402,200	475,300
	39	242,100	293,800	351,500	403,600	475,900
	40	243,600	295,500	353,400	405,000	476,500
	41	245,000	296,800	355,300	406,600	477,100
	42	246,300	298,800	357,200	408,000	477,700
	43	247,500	300,700	359,100	409,300	478,200
	44	248,600	302,700	361,000	410,700	478,700

	45	249,700	304,700	362,800	412,100	479,200
	46	250,900	306,800	364,700	413,400	479,700
	47	252,100	309,000	366,600	414,900	480,200
	48	253,100	311,200	368,500	416,400	480,600
	49	254,200	313,300	370,100	418,000	481,000
	50	255,500	315,600	371,900	419,400	
	51	256,700	317,800	373,800	421,000	
	52	258,000	319,900	375,800	422,500	
	53	259,100	322,000	377,600	424,200	
	54	260,300	323,500	379,400	425,700	
	55	261,600	325,000	381,100	427,300	
	56	262,600	326,500	382,700	428,900	
	57	263,700	328,200	384,200	430,400	
	58	264,400	330,200	385,800	431,900	
	59	265,400	332,200	387,400	433,100	
	60	266,400	334,100	389,000	434,300	
	61	267,300	335,900	390,200	435,500	
	62	268,100	337,900	391,600	436,800	
	63	268,900	339,900	393,000	438,100	
	64	269,700	341,800	394,300	439,300	
	65	270,800	343,500	395,500	440,500	
	66	272,100	345,500	396,700	441,700	
	67	273,400	347,500	398,000	442,900	
	68	274,700	349,500	399,300	444,100	
	69	275,900	351,300	400,600	445,300	
	70	277,100	353,200	401,900	446,500	
	71	278,300	355,100	403,300	447,700	
	72	279,500	357,000	404,500	448,900	
	73	280,500	358,600	405,700	450,000	
	74	281,500	360,500	407,100	450,600	
	75	282,500	362,300	408,500	451,100	
	76	283,400	364,200	409,800	451,600	
	77	284,300	366,000	411,000	452,100	
	78	285,200	367,700	412,200	452,600	
	79	286,100	369,300	413,500	453,100	
	80	287,000	370,900	414,900	453,600	
	81	287,800	372,300	416,200	454,000	
	82	288,900	373,800	417,400	454,500	
	83	289,900	375,200	418,400	454,900	
	84	290,900	376,500	419,600	455,300	
定年	85	291,900	377,600	420,800	455,700	
前再	86	292,900	379,000	422,000	456,100	
任用	87	293,900	380,400	423,200	456,500	
短時	88	294,900	381,700	424,200	456,900	
間勤	89	296,000	382,900	425,300	457,200	
務職	90	297,100	384,200	426,300		
員以	91	298,200	385,300	427,300		
外の	92	299,200	386,500	428,300		
職員						

93	299,700	387,700	429,200
94	300,700	388,800	430,000
95	301,800	390,000	430,800
96	303,000	391,200	431,600
97	304,000	392,600	432,400
98	305,100	393,600	432,800
99	306,100	394,600	433,200
100	307,100	395,600	433,600
101	307,900	396,500	434,000
102	309,000	397,500	434,300
103	310,000	398,600	434,600
104	311,000	399,700	434,800
105	311,600	400,400	435,100
106	312,500	401,300	435,400
107	313,300	402,200	435,700
108	314,100	403,100	435,900
109	314,800	403,900	436,100
110	315,200	404,800	436,400
111	315,600	405,600	436,700
112	316,100	406,400	436,900
113	316,600	407,000	437,100
114	317,000	407,700	437,400
115	317,500	408,400	437,700
116	317,900	409,100	437,900
117	318,400	409,700	438,100
118	318,900	410,200	438,400
119	319,300	410,600	438,700
120	319,800	411,000	438,900
121	320,300	411,300	439,100
122	320,700	411,600	
123	321,200	411,900	
124	321,700	412,100	
125	322,300	412,300	
126	322,600	412,600	
127	322,900	412,900	
128	323,200	413,100	
129	323,400	413,300	
130	323,700	413,600	
131	324,000	413,900	
132	324,300	414,100	
133	324,500	414,300	
134	324,700	414,600	
135	324,900	414,900	
136	325,200	415,100	
137	325,500	415,300	
138	325,700	415,600	
139	326,000	415,900	
140	326,300	416,100	

141	326,500	416,300			
142	326,700	416,600			
143	327,000	416,900			
144	327,200	417,100			
145	327,500	417,300			
146	327,700	417,600			
147	328,000	417,900			
148	328,300	418,100			
149	328,500	418,300			
150	328,700	418,600			
151	329,000	418,900			
152	329,300	419,100			
153	329,500	419,300			
154	329,800				
155	330,100				
156	330,300				
157	330,500				
158	330,800				
159	331,100				
160	331,300				
161	331,500				
162	331,800				
163	332,100				
164	332,300				
165	332,500				
166	332,800				
167	333,100				
168	333,300				
169	333,500				
170	333,800				
171	334,100				
172	334,300				
173	334,500				
174	334,800				
175	335,100				
176	335,300				
177	335,500				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

千 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	451,900
	41	244,000	273,300	354,100	376,300	452,300
	42	245,300	275,600	355,800	377,700	452,700
	43	246,500	277,800	357,400	379,100	453,100
	44	247,800	279,900	359,000	380,600	453,500

	45	249,100	282,000	360,700	382,000	453,900
	46	250,400	284,200	362,400	383,600	454,300
	47	251,600	286,300	363,700	385,100	454,700
	48	252,700	288,200	365,100	386,600	455,100
	49	253,800	290,300	366,300	387,900	455,400
	50	255,100	292,000	367,800	389,400	
	51	256,400	293,800	369,400	390,800	
	52	257,400	295,500	370,900	392,100	
	53	258,500	296,800	372,300	393,300	
	54	259,900	298,800	373,800	394,600	
	55	260,900	300,700	375,300	395,700	
	56	261,900	302,700	376,700	396,800	
	57	262,900	304,700	378,100	398,000	
	58	263,900	306,800	379,500	399,200	
	59	264,900	309,000	380,800	400,400	
	60	265,900	311,200	382,100	401,600	
	61	266,800	313,300	383,000	402,700	
	62	267,500	315,600	384,200	403,700	
	63	268,200	317,800	385,300	405,000	
	64	268,800	319,900	386,400	406,200	
	65	269,500	322,000	387,200	407,400	
	66	270,700	323,500	388,300	408,500	
	67	271,800	325,000	389,300	409,600	
	68	272,900	326,500	390,300	410,700	
	69	274,200	328,200	391,400	411,700	
	70	275,600	330,200	392,400	412,900	
	71	276,800	332,200	393,500	414,100	
	72	278,000	334,100	394,600	415,300	
	73	278,800	335,900	395,600	415,900	
	74	279,700	337,900	396,700	416,700	
	75	280,700	339,800	397,800	417,400	
	76	281,700	341,700	398,800	417,900	
	77	282,600	343,400	399,700	418,200	
定年	78	283,600	345,200	400,600	418,600	
前再	79	284,700	346,900	401,600	419,000	
任用	80	285,500	348,600	402,600	419,400	
短時	81	286,300	350,400	403,400	419,700	
間勤	82	287,100	352,100	404,200	420,100	
務職	83	287,900	353,500	404,900	420,500	
員以	84	288,700	355,100	405,700	420,800	
外の	85	289,600	356,300	406,400	421,100	
職員	86	290,400	357,900	407,200	421,500	
	87	291,100	359,400	407,900	421,900	
	88	291,900	360,900	408,600	422,200	
	89	292,800	362,200	409,200	422,500	
	90	293,700	363,500	409,900	422,800	
	91	294,600	364,800	410,400	423,100	
	92	295,300	366,200	411,100	423,300	



93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	423,800
95	297,000	370,100	412,200	424,100
96	297,700	371,200	412,500	424,300
97	298,400	372,200	412,700	424,500
98	299,200	373,200	413,000	424,800
99	300,000	374,200	413,300	425,100
100	300,700	375,100	413,500	425,300
101	301,400	375,900	413,700	425,500
102	301,800	376,900	414,000	425,800
103	302,200	377,800	414,300	426,100
104	302,600	378,700	414,500	426,300
105	302,800	379,500	414,700	426,500
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600	418,000	
119	306,300	391,400	418,300	
120	306,600	392,200	418,500	
121	306,800	392,800	418,700	
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126	308,000	396,300		
127	308,300	396,800		
128	308,500	397,400		
129	308,700	398,100		
130	309,000	398,700		
131	309,300	399,200		
132	309,500	399,700		
133	309,700	400,000		
134	310,000	400,300		
135	310,300	400,600		
136	310,500	400,900		
137	310,700	401,200		
138		401,500		
139		401,800		
140		402,100		

141			402,400			
142			402,700			
143			403,000			
144			403,300			
145			403,500			
146			403,800			
147			404,100			
148			404,300			
149			404,500			
150			404,800			
151			405,100			
152			405,300			
153			405,500			
154			405,800			
155			406,100			
156			406,300			
157			406,500			
158			406,800			
159			407,100			
160			407,300			
161			407,500			
162			407,800			
163			408,100			
164			408,300			
165			408,500			
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の給料表

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

## 別表第3

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000



# 参 考 资 料



# 目 次

## 1 職員給与関係資料

令和5年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)

## 2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	(28)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(30)
第13表 民間における初任給の改定状況	(31)
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(32)
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(33)
第16表 民間における家族手当の支給状況	(42)
第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	(42)
第18表 民間における冬季賞与の配分状況	(42)
第19表 民間における定年制の状況	(43)
第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(43)
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	(43)

## 3 生計費関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法	(44)
第22表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

## 4 労働経済関係資料

第23表 労働経済指標	(46)
-------------	------





# 1 職員給与関係資料

## 令和5年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和5年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査対象

令和5年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表	区 分	適 用 人 員	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
		人	歳	年
全 給 料 表		( 39,347 ) 39,412	( 40.8 ) 40.6	( 18.7 ) 18.5
行 政 職 給 料 表		( 8,996 ) 8,994	( 41.3 ) 41.1	( 19.5 ) 19.2
医 師 職 給 料 表		( 39 ) 38	( 43.0 ) 42.3	( 18.6 ) 17.9
看 護 師 職 給 料 表		( 41 ) 43	( 39.8 ) 39.1	( 16.8 ) 16.2
研 究 職 給 料 表		( 341 ) 339	( 43.5 ) 43.2	( 20.5 ) 20.2
特 定 獣 医 師 職 給 料 表		( 68 ) 68	( 42.8 ) 41.4	( 19.1 ) 17.5
公 安 職 給 料 表		( 11,180 ) 11,117	( 38.9 ) 39.3	( 17.7 ) 18.0
教 育 職 給 料 表 ( 二 )		( 5,437 ) 5,420	( 44.2 ) 43.9	( 21.5 ) 21.2
教 育 職 給 料 表 ( 三 )		( 13,238 ) 13,386	( 40.6 ) 40.1	( 17.9 ) 17.4
特 定 任 期 付 職 員 給 料 表		( 7 ) 7	( 39.9 ) 40.9	( 8.7 ) 9.7

(注) 1 ( )内は、令和4年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	% ( 75.2 ) 75.8	% ( 6.7 ) 6.3	% ( 18.1 ) 17.9	% ( 0.0 ) 0.0	% ( 61.6 ) 61.2	% ( 38.4 ) 38.8
行政職給料表	( 66.2 ) 66.6	( 7.5 ) 7.3	( 26.2 ) 26.0	( 0.1 ) 0.1	( 58.5 ) 58.1	( 41.5 ) 41.9
医師職給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 43.6 ) 44.7	( 56.4 ) 55.3
看護師職給料表	( 12.2 ) 11.6	( 82.9 ) 83.7	( 4.9 ) 4.7	( - ) -	( 9.8 ) 9.3	( 90.2 ) 90.7
研究職給料表	( 97.6 ) 98.5	( 1.8 ) 1.2	( 0.6 ) 0.3	( - ) -	( 73.9 ) 74.0	( 26.1 ) 26.0
特定獣医師職給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 58.8 ) 60.3	( 41.2 ) 39.7
公安職給料表	( 54.1 ) 54.5	( 3.8 ) 3.8	( 42.1 ) 41.7	( 0.0 ) 0.0	( 90.5 ) 89.9	( 9.5 ) 10.1
教育職給料表(二)	( 95.4 ) 95.5	( 3.4 ) 3.4	( 1.2 ) 1.1	( - ) -	( 56.0 ) 55.6	( 44.0 ) 44.4
教育職給料表(三)	( 90.3 ) 91.1	( 9.7 ) 8.9	( - ) -	( - ) -	( 41.5 ) 41.5	( 58.5 ) 58.5
特定任期付職員給料表	( 100.0 ) 100.0	( - ) -	( - ) -	( - ) -	( 57.1 ) 57.1	( 42.9 ) 42.9

(注) ( )内は、令和4年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	39,412	332,568	7,897 ( 6,885 )	1,380	17,044 ( 13,240 )	5,726	17,308 ( 22,257 )	9,774	39,394 ( 19,187 )	19,178	242 ( 48,838 )	300
行政職給料表	8,994	318,491	3,576 ( 4,493 )	1,787	-	-	3,270 ( 20,712 )	7,530	8,990 ( 18,213 )	18,205	160 ( 29,345 )	522
医師職給料表	38	453,095	9 ( 11,197 )	2,652	-	-	14 ( 17,286 )	6,368	38 ( 82,116 )	82,116	38 ( 156,960 )	156,960
看護師職給料表	43	298,409	34 ( 14,272 )	11,285	-	-	6 ( 13,900 )	1,940	43 ( 16,893 )	16,893	-	-
研究職給料表	339	374,032	11 ( 10,718 )	348	-	-	170 ( 23,102 )	11,585	339 ( 21,404 )	21,404	2 ( 23,800 )	140
特定獣医師職給料表	68	339,846	68 ( 22,159 )	22,159	-	-	26 ( 16,662 )	6,370	68 ( 20,291 )	20,291	42 ( 26,467 )	16,347
公安職給料表	11,117	329,010	1,127 ( 3,460 )	351	-	-	7,406 ( 24,533 )	16,344	11,117 ( 18,748 )	18,748	-	-
教育職給料表(二)	5,420	361,187	1,443 ( 10,416 )	2,773	5,052 ( 14,184 )	13,221	2,192 ( 21,122 )	8,543	5,420 ( 21,014 )	21,014	-	-
教育職給料表(三)	13,386	332,051	1,629 ( 10,538 )	1,282	11,992 ( 12,842 )	11,505	4,224 ( 20,078 )	6,336	13,372 ( 19,231 )	19,211	-	-
特定任期付職員給料表	7	375,700	-	-	-	-	-	-	7 ( 20,287 )	20,287	-	-

(注) 1 平均額の欄中、( )内は受給職員の平均額を示す。

2 教育職給料表(三)の平均額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特 地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,576	7,495 ( 25,519 )	35,754	11,478 ( 12,652 )	187	168 ( 35,508 )	2,335	3,767 ( 63,576 )	18,660	2,451 ( 5,177 )	101	24 ( 9,530 )	675	289 ( 16,871 )	394,598
3,077	8,788 ( 25,689 )	8,190	17,284 ( 18,981 )	26	160 ( 55,231 )	617	5,354 ( 78,042 )	-	-	5	3 ( 5,891 )	-	-	378,124
11	8,079 ( 27,909 )	23	13,230 ( 21,858 )	-	-	17	51,108 ( 114,241 )	-	-	-	-	-	-	773,608
18	11,237 ( 26,844 )	39	10,679 ( 11,775 )	-	-	1	1,205 ( 51,800 )	-	-	-	-	-	-	351,648
116	8,836 ( 25,823 )	312	24,554 ( 26,679 )	-	-	36	10,408 ( 98,011 )	-	-	-	-	-	-	451,307
28	10,573 ( 25,679 )	66	30,534 ( 31,460 )	-	-	6	7,387 ( 83,717 )	-	-	-	-	-	-	453,507
2,334	5,495 ( 26,170 )	9,642	11,585 ( 13,357 )	160	461 ( 32,050 )	96	900 ( 104,260 )	-	-	2	4 ( 19,229 )	-	-	382,898
1,778	8,379 ( 25,543 )	5,055	11,057 ( 11,856 )	1	14 ( 76,000 )	300	3,266 ( 59,006 )	5,397	5,350 ( 5,373 )	-	-	675	2,101 ( 16,871 )	436,905
4,214	7,871 ( 25,004 )	12,421	7,225 ( 7,786 )	-	-	1,262	4,973 ( 52,744 )	13,263	5,050 ( 5,097 )	94	67 ( 9,517 )	-	-	395,571
-	-	6	15,931 ( 18,587 )	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	411,918

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
322,804	7,895	18,430	8,861	5,968	97	364,055

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 7,726名 平均年齢 41.5歳 平均経験年数 19.7年)。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該職員数	うち扶養親族である配偶者を有する職員	うち扶養親族である子を有する職員	うち特定期間の子を有する職員	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する職員
		人	人	人	人
1人	5,109	1,690	3,122	1,078	301
2人	5,828	2,075	5,737	2,036	145
3人	4,627	3,213	4,623	1,596	72
4人	1,468	1,317	1,468	519	40
5人	241	225	241	95	22
6人以上	35	32	35	20	3
合計	17,308	8,552	15,226	5,344	583

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。  
 3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	区分						受給職員計	受給職員1人 当たり支給月額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長		2,335	円 63,576
公立学校				校長	校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	人 35	人 111	人 280	人 184	人 766	人 959		

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%	15%		5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員(構成比)	45人 (0.1%)	6人 (0.0%)	1人 (0.0%)	2人 (0.0%)	10,235人 (26.0%)	29,105人 (73.9%)	39,394人 (100.0%)
職員1人当たり支給月額	62,937円	59,429円	64,305円	53,439円	18,782円	19,249円	19,187円

(注) 職員1人当たり支給月額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	借家・借間における家賃等の月額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受給職員数	32人	6,345人	5,199人	11,576人
割合	0.3%	54.8%	44.9%	100.0%

(注) 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員13人を含む。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	交通機関等利用者	交通用具使用者	交通機関等・交通用具併用者	計
	受給職員数	8,311人	25,279人	
割合	23.2%	70.7%	6.1%	100.0%

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員計	受給職員1人当たり支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給職員数	149人	17人	1人	1人	1人	1人	17人	—	—	—	—	187人	35,508円

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1				1						9
2										
3										
4										
5										
6										1
7										
8										
9	45		1							
10	2								2	
11	21		2							
12	38		3						4	
13	24	7	5	2					7	
14	26	4	2						1	1
15	2	3	2	1						
16	34	1	1	1						
17	13	21	1	1						
18	9	2	1					2		
19	5	4	5					2		
20	45	11	3	1				1		
21	19	127	3	3						
22	16	44	5	1						
23	7	51	4					2		
24	35	26	3	1						
25	19	127	5	2				2		
26	18	32	3	1				3		
27	35	69	5	2				5		
28	37	40	4	1				20		
29	107	62	7	1				16		
30	91	55	4	3	1			14		
31	29	48	1					8		
32	106	35	4	4						
33	25	68	6	2						
34	39	54	5	1		1		2		
35	28	46	1	1		1				
36	111	44	7	4		1				
37	55	47	6	3						
38	44	30	1	5				1		
39	43	42	4	9		1				
40	114	39	3	4						
41	47	63	4	5					1	
42	58	50	6	3		1	1			
43	40	39	8	10						
44	88	40	12	6		1	1			
45	59	60	12	16		1	1	1		
46	44	46	6	7						
47	49	60	9	5		2				
48	27	40	4	9		1				
49	11	81	22	13		2	2			
50	5	34	12	6		1	1			
51	4	46	13	8						
52	6	39	9	8			1			
53	1	60	33	14		2	1			
54	2	19	12	7		2	7			
55		30	13	7		6	119			
56	8	18	15	12		6	68			
57	1	30	30	21		2	2			
58	3	21	12	17		9	5			
59	1	24	16	18		9	41			
60	1	33	12	14		17	31			



級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61		23	29	15		13	8			
62		20	17	21		13	7			
63		21	17	15		54	54			
64		27	31	19		31	13			
65		28	25	26		40	6			
66		15	14	31		88	3			
67	1	16	19	14		66	36			
68	2	18	28	29		32	6			
69		14	21	26		42	5			
70		4	19	22		62	7			
71		8	22	12		39	15			
72		3	9	21		34	8			
73		4	18	31		39	1			
74		4	17	21		43	4			
75		6	17	28		69	4			
76			23	23		41	8			
77		4	20	27		39	4			
78		2	21	111		31	5			
79			27	68		43	7			
80	1	1	23	67		34	1			
81			35	32		20	1			
82		1	33	22		33	4			
83		1	20	32		43				
84		1	28	29		48	1			
85		1	32	22		10	20			
86		2	24	13		24				
87		1	7	21		31				
88			17	18		29				
89			13	15		23				
90			14	8		38				
91			18	11		36				
92			23	11		14				
93		1	19	7		24				
94		2	16	8		7				
95		1	18	10		11				
96		1	25	18		4				
97			21	13		7				
98			20	19		4				
99			21	24		13				
100			14	27		3				
101		1	18	18		4				
102			24	19		5				
103			8	19		7				
104			19	10		3				
105			18	8		2				
106		2	19	9						
107		1	13	8						
108		1	19	4						
109			14	3						
110		1	16	1						
111			17	3						
112		1	15	4						
113		1	12	5						
114		1	9	9						
115			8	10						
116			11	5						
117		1	12	3						
118			14	1						
119		1	11	4						
120			19	1						

級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121			12	4						
122			6							
123			13	1						
124		1	8	1						
125		1	12							
126		1	14							
127			13							
128			15	2						
129			10	3						
130		1	9							
131			11							
132			9	1						
133		1	4							
134			10							
135			8	1						
136			4							
137			9							
138			4							
139			6							
140			3							
141			3							
142			1							
143			3							
144										
145										
146			1							
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153			2							
154										
155			1							
156			1							
157										
158			1							
159										
160										
161			1							
162										
163										
164										
165			1							
166										
167										
168										
169										
170										
171										
172										
173										
174										
175			1							
176										
177										
178										
179										
180										

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
181										
182										
183										
184										
185										
186										
187										
188										
189										
190										
191										
192										
193										
計	1,701	2,218	1,693	1,405	1	1,362	509	79	15	11

適用職員数	8,994人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。  
また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

その2 医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	5			
15				
16				
17				
18	1	1		
19				
20				
21				
22		1		
23		1		
24	1			1
25				
26	2	1		1
27				
28	1			
29				1
30	1			
31				
32		1		
33		1		
34				
35	1			
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43			1	
44				
45				
46				
47				
48		1		
49				1
50				
51		1		
52				
53				
54				
55				2
56				
57				
58				1
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				
63				
64				
65				10
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	8	1	17

適用職員数	38人
-------	-----

その3 看護師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		3				
9						
10						
11						
12			1			
13						
14						
15						
16						
17		1				
18			1			
19						
20			1			
21						
22		1				
23						
24		3				
25		1				
26			1			
27						
28		2				
29		1				
30						
31		1				
32		1	3			
33		1				
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42			1			
43						
44			1			1
45						
46			1			
47						
48						
49						
50						
51					1	
52			1			
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64					1	
65						
66						
67						
68						
69					1	
70						
71					1	
72						
73					1	
74						
75						
76						
77						1
78						
79						
80						1
81						
82					1	
83					1	
84						
85						
86						1
87						
88						

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				1		
98				1		
99				1		
100				1		
101				1		
102				1		
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112				1		
113						
114						
115				1		
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	15	11	13	2	2

適用職員数	43人
-------	-----

その4 研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14					1	
15						
16						
17						
18					1	
19						
20			2		2	
21						
22					2	
23					2	12
24			1		2	1
25		5			3	
26					1	2
27					2	6
28		1			3	1
29	6	2			1	
30		2			2	1
31					1	4
32	7					2
33		4	3		1	2
34			1		1	2
35			1			2
36	4					
37	6	3	3			
38	1	2	2	2		
39						2
40	8					1
41		2	4	1		
42	1	4	1			
43			1	2		
44	2	2	1	3		
45	1	1		3		
46		1	2			
47		1	1	1		
48	2			2		
49		3				1
50		2	3	1		
51		2	1			
52		1	2	1		
53		6	3	1		
54		2	1	1		
55			1	1		
56	2	1	2	1		
57		2	1			
58		1		1		
59			1	1		
60		3	2			
61		6	1			
62		3		1		
63		2				
64		1	1	2		
65		2	1			
66				1		
67		1		3		
68				1		
69		2		1		
70			2	1		
71			1	1		
72			1			
73		4	1	1		
74		1		2		
75		1	3	2		
76			1	2		



級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77				3		
78				1		
79				2		
80			2	1		
81		1	2	8		
82				4		
83			2	2		
84			1	1		
85				1		
86			1	3		
87				2		
88				3		
89				25		
90						
91						
92		1				
93						
94						
95						
96		1				
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	40	79	60	96	25	39

適用職員数	339人
-------	------

その5 特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		1					
11							
12							
13							
14							
15		1					
16		1					
17							
18		3					
19		2					
20							
21							
22		3					
23							
24		1					
25							
26		1					
27							
28							
29		1					
30						2	
31	5					4	
32		1				1	
33							
34	1	1					
35							
36		1					
37		1					
38		2	1				
39							
40		1					
41							
42			1				
43		1					
44	1						
45							
46			2				
47							
48							
49							
50			1				
51					1		
52							
53							
54							
55					1		
56			1		1		
57					1		
58					1		
59		1					
60			1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61					1		
62							
63			1				
64				1			
65							
66			2				
67				1	1		
68				1			
69			1	1	1		
70			1				
71							
72				1			
73							
74				1			
75				1			
76							
77							
78				1			
79							
80							
81				1			
82							
83							
84							
85					1		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109			1				
110							
111							
112							
113							
計	7	23	13	9	9	7	0

適用職員数	68人
-------	-----

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2					1				
3									
4									
5									
6									
7	38								
8	16								
9	17								1
10	45								
11	19		1						
12	26		1						
13	22		1						
14	4			1					
15	3		2						
16	37		2						
17	10	3	4	3					
18	18		1	1					
19	15		9						
20	82	4	4						
21	78		4						
22	21		11	2					
23	43	1	9	1					
24	101	1	8	3	1				
25	29	9	13	2					
26	32	86	5	3					
27	25	20	15	5					
28	55	46	8	2					
29	29	46	21	9	1				
30	99	92	17	6					
31	41	39	16	5	1				
32	64	29	11	11	2				
33	28	32	11	4	1				
34	12	82	14	14	1				
35	13	59	20	8					
36	14	41	14	8	1				
37	5	42	24	8	1				
38	9	70	27	13	4				
39	3	50	23	13	1				
40	6	44	20	8	2				
41		38	26	12	6				
42		62	18	13	3				
43		34	40	10			2		
44	1	41	27	16	4		3		
45	1	40	28	19	39				
46		69	29	17	33		1	5	
47	1	43	31	18	47		4	1	
48	1	47	39	16	36		2	6	
49		44	61	53	35	1	2	11	
50		69	60	57	40		3	14	
51		43	91	72	46		5	16	1
52	3	40	71	77	39		3	6	1
53		28	81	61	41		10	8	
54	1	62	83	63	44		10	9	7
55		63	77	76	59		6	17	11
56		37	74	73	31		11	9	11
57		38	78	72	47		17	8	12
58		58	87	89	53		31	11	4
59		55	74	85	37		7	8	2
60		54	69	60	47		13	10	1
61			58	90	38		9	5	2
62			71	68	36		9	7	3
63			62	77	35		2	6	
64			63	87	38		5	7	5
65			28	84	45		4	7	5
66			39	98	34		3	4	5
67			24	91	46		3		2
68			25	75	48		1	3	3
69			25	72	43		3	2	
70			26	51	31		1		3
71			14	53	34		3	2	
72			17	52	36		7	5	1
73			24	55	47		2	2	
74			13	65	39			2	
75			21	50	44			3	
76			18	58	37		10	2	

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			10	51	37		6		
78			12	51	33		7		
79			22	51	26		3		
80			8	52	43		7		
81			9	34	34		6		
82			14	36	34		4		
83			14	37	24		7		
84			12	36	28		4		
85			8	32	32		4		
86			13	28	31		16		
87			9	31	28		7		
88			8	20	28		2		
89			7	23	20		3		
90			8	17	22		5		
91			8	14	39		3		
92			3	26	25		6		
93			5	17	24		9		
94			7	14	17		4		
95			8	17	32				
96			4	18	21		2		
97			6	22	262		1		
98				21			1		
99			2	23			1		
100			6	22					
101			2	22			11		
102			2	18					
103			1	15					
104			2	11					
105			1	16					
106			1	14					
107			1	14					
108			1	9					
109				8					
110			1	9					
111			1	10					
112			1	12					
113				11					
114			4	10					
115			2	14					
116				6					
117			1	14					
118				9					
119				17					
120			1	10					
121			1	18					
122				13					
123				16					
124			3	10					
125			1	15					
126				10					
127				12					
128				8					
129			1	5					
130			1	6					
131				3					
132				6					
133			1	4					
134				3					
135				3					
136				6					
137				9					
138									
139									
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	1,067	1,761	2,222	3,305	2,174	1	311	196	80

適用職員数	11,117人
-------	---------

その7 教育職給料表 (二) 適用職員

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人		人		人		人		人	
1										
2										
3										
4										
5				42						
6				1						
7				4						
8				36						
9				1						
10				6						
11				4						
12				48						
13				1						
14				17						
15				2						
16				64						
17				19						
18				17						
19				7						
20				70						
21				1						
22				22						
23				8						1
24		2		71						
25				5						
26				21						4
27				6						8
28				97						4
29				8						7
30				30						12
31				17						11
32				88						15
33				8						16
34				34						12
35				12						7
36		2		95						3
37		1		8		1				4
38				28						6
39				11						6
40				100						5
41				11		1		1		2
42		1		33		1				2
43		1		16						1
44		1		105						
45		3		8		1				
46				36		1		1		1
47		1		17		2				1
48		2		95		1				
49				10		2				1
50		3		36				1		
51				21				2		
52		1		82		1		3		
53				19		2				
54		1		51		4		4		
55		1		24		2		2		
56				65		4		5		
57				17		1		6		
58				32		4		7		
59		2		17				11		
60				66		3		10		
61		2		16		2		9		
62		1		33		4		7		
63		1		21		3		18		
64		2		62		5		9		
65				16		2		13		
66				41		4		10		
67				20		3		11		
68				44		6		7		
69				15		5		15		
70				24		5		5		
71		1		16		3		3		
72		3		45		5		9		
73		1		23		6		6		
74		1		29		6		5		
75				19		6		6		
76		1		42		3		8		
77				20		9		2		
78		2		24		4		2		
79		1		18		4		5		
80		2		39		6		6		
81		2		23		3		5		
82		1		33		6		4		
83		1		16		10				
84		2		39		3		3		
85		1		21		7		1		
86				30		8		1		
87		3		23		6		1		
88				30		9		1		

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		24	5		
90		27	11		
91		24	6		
92	3	22	17		
93		13	7		
94		21	9		
95		21	10		
96	1	21	9		
97	1	21	11		
98		24	7		
99		15	4		
100		27	12		
101		23	5		
102		25	5		
103		15	3		
104	2	26	8		
105	2	27	3		
106	2	15	6		
107	2	21	6		
108	1	30	9		
109		14	1		
110	1	17	10		
111		17	8		
112		29	15		
113	2	27	10		
114	2	27	10		
115	1	14	10		
116	1	38	8		
117	1	19	8		
118		20	4		
119		28	2		
120		42	1		
121		13	6		
122		30			
123		23			
124	1	28			
125		41			
126	2	35			
127	1	28			
128	1	32			
129	1	28			
130		33			
131		33			
132	1	46			
133		49			
134		53			
135		72			
136		69			
137		85			
138		71			
139		91			
140		75			
141		108			
142		76			
143	1	42			
144		30			
145		27			
146		3			
147		1			
148	1	4			
149					
150					
151		1			
152					
153		41			
154					
155					
156					
157					
158	1				
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	82	4,564	420	225	129

適用職員数	5,420人
-------	--------

その8 教育職給料表（三）適用職員

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		8			
8		1			
9		6			
10					
11		1			
12		4			
13					
14		1			
15		4			
16					
17		1			
18		371			
19		9			6
20		37			1
21		376			20
22		9			55
23		50			83
24		21			83
25		370			29
26		5			14
27		74	1		36
28		11			59
29		406			13
30		24			14
31		70			42
32		38			20
33		399	1		16
34		6			28
35		87	2		12
36		31			5
37		328	2		28
38		15	1		10
39		83			6
40		35	1		12
41		335	1		6
42		21	1		1
43		83	5		2
44		62	3		7
45		265	6		2
46		30	5		
47		88	8		
48		55	6		1
49		292	8		
50		24	4		
51		85	10		
52		74	6		
53		247	8		
54		21	7		
55		82	11		
56		78	10		
57		238	15		
58		31	8		
59		85	11	1	
60		51	8		
61		237	13		
62		55	7		1
63		76	18		3
64		65	9		2
65		161	17		5
66		59	12		2
67		96	10		5
68		78	9		5
69		134	20		6
70		54	17		12
71		106	13		10
72		69	13		18
73		140	16		12
74		65	14		10
75		86	13		40
76		65	12		32
77		104	13		66
78		55	10		21
79		77	16		33
80		47	21		15
81		84	10		72
82		50	18		13
83		82	12		24
84		53	18		18
85		79	16		58
86		46	12		11
87		64	12		13
88		58	11		21
		68	13		34



級 号給	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
89		48	10	10	
90		66	11	12	
91		50	12	19	
92		83	6	26	
93		38	6	4	
94		62	9	8	
95		51	10	7	
96		57	18	5	
97		52	12	8	
98		50	10	14	
99		49	5	8	
100		57	12	6	
101		56	12	3	
102		46	8	2	
103		46	6		
104		51	9		
105		35	8		
106		53	7		
107		27	7		
108		36	9		
109		29	2		
110		41	8		
111		32	14		
112		39	5		
113		35	11		
114		34	11		
115		27	6		
116		40	1		
117		27	3		
118		39	1		
119		35			
120		37			
121		35			
122		21			
123		23			
124		39			
125		27			
126		36			
127		20			
128		35			
129		17			
130		25			
131		30			
132		21			
133		38			
134		36			
135		27			
136		32			
137		33			
138		53			
139		34			
140		35			
141		52			
142		58			
143		72			
144		91			
145		89			
146		126			
147		133			
148		139			
149		115			
150		148			
151		138			
152		102			
153		166			
154		96			
155		64			
156		28			
157		25			
158		7			
159		1			
160					
161		1			
162		1			
163					
164					
165		54			
計	0	11,287	793	695	611

適用職員数	13,386人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	7 人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	7人
-------	----



## 2 民間給与関係資料

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

#### 3 調査の範囲

##### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所2,207事業所

##### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから504事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第12表のとおりである。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、

抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

## 5 集 計

### (1) 調査実人員

行政職相当職種が 14,672 人（うち初任給関係 940 人）であり、その他の職種が 2,054 人（うち初任給関係 12 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 120,285 人であり、このうち、行政職相当職種は 80,792 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 5 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 15 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 405	事業所 74	事業所 72	事業所 57	事業所 145	事業所 57
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	40	10	7	5	12	6
製 造 業	128	16	25	14	50	23
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	79	14	11	15	30	9
卸 売 業、小 売 業	47	8	10	13	12	4
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	16	8	1	2	5	0
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	95	18	18	8	36	15

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9事業所、調査不能の事業所が90事業所あった。

第13表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
				%	%	%	
大学卒	規模計		27.8	(54.0)	(45.1)	(0.9)	72.2
	500人以上		28.3	(68.1)	(31.9)	(0.0)	71.7
	100人以上 500人未満		29.0	(42.3)	(57.7)	(0.0)	71.0
	50人以上 100人未満		22.2	(29.1)	(61.8)	(9.1)	77.8
高校卒	規模計		14.7	(61.2)	(38.8)	(0.0)	85.3
	500人以上		16.1	(72.2)	(27.8)	(0.0)	83.9
	100人以上 500人未満		14.3	(42.0)	(58.0)	(0.0)	85.7
	50人以上 100人未満		10.1	(76.0)	(24.0)	(0.0)	89.9

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	211,660	219,986	202,323	199,839
	短大卒	194,607	197,248	189,239	* 197,583
	高校卒	172,569	178,210	163,767	* 172,625
新卒事務員	大学卒	203,883	209,155	195,689	200,477
	短大卒	187,506	* 184,921	* 189,313	—
	高校卒	169,925	176,850	* 150,661	x
新卒技術者	大学卒	219,415	232,596	208,397	199,478
	短大卒	198,198	201,161	* 189,133	* 197,583
	高校卒	173,562	178,900	167,257	* 171,052
準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	x	—	x	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	x	—	x	—
準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「\*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。  
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 3 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者をいう。  
 ただし、準新卒医師は、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者をいう。



### 第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

#### 1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術関係職種	支店長	21	52.6	740,864	9,928	730,936	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	15	51.6	783,036	12,372	770,664		
	短大卒	2	50.0	530,539	9,959	520,580		
	高校卒	4	57.5	687,883	750	687,133		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	17	52.4	692,994	2,531	690,463	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	10	52.0	683,876	152	683,724		
	短大卒	2	50.5	631,345	20,750	610,595		
	高校卒	5	54.0	735,888	0	735,888		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	437	52.9	661,027	4,122	656,905	2課以上又は構成員20人以上の部の長の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	343	52.8	673,532	4,126	669,406		
	短大卒	25	52.0	611,058	2,325	608,733		
	高校卒	69	53.5	616,967	4,752	612,215		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	304	53.0	669,570	4,029	665,541	同上	同上
	大学卒	215	53.1	700,705	3,682	697,023		
	短大卒	39	52.1	627,660	568	627,092		
	高校卒	49	53.1	569,542	8,392	561,150		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	125	49.3	588,390	7,879	580,511	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	96	48.5	597,512	8,336	589,176			
短大卒	14	53.0	587,465	7,336	580,129			
高校卒	15	51.2	530,876	5,465	525,411			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	50	51.8	685,536	8,434	677,102	同上	同上	
大学卒	36	51.1	711,674	11,376	700,298			
短大卒	8	52.6	614,306	966	613,340			
高校卒	6	54.7	623,682	740	622,942			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	788	49.4	530,394	16,266	514,128	2係以上又は構成員10人以上の課の長の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	532	48.6	544,765	15,972	528,793			
短大卒	91	50.6	496,982	19,826	477,156			
高校卒	162	51.6	504,556	14,793	489,763			
中学卒	3	48.0	390,830	40,000	350,830			
技術課長	725	49.0	571,162	17,966	553,196	同上	同上	
大学卒	495	48.6	585,155	17,668	567,487			
短大卒	78	48.2	562,533	19,718	542,815			
高校卒	150	50.6	532,278	18,235	514,043			
中学卒	2	59.5	360,688	3,038	357,650			

(注)「\*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	264	45.0	519,390	52,002	467,388		
	短大卒	185	43.0	520,446	57,174	463,272		
	高校卒	35	50.4	498,013	32,554	465,459		
	中学卒	40	49.4	535,537	44,857	490,680		
	大学卒	4	46.5	496,159	54,430	441,729		
	技術課長代理	116	45.9	521,738	44,035	477,703		
	大学卒	71	44.2	524,242	51,611	472,631		
	短大卒	16	48.0	546,945	23,495	523,450		
	高校卒	29	49.0	501,698	36,815	464,883		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	1,237	44.9	420,213	45,361	374,852	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	726	43.0	423,482	46,121	377,361		
	短大卒	153	47.0	406,669	41,286	365,383		
	高校卒	352	48.0	419,739	45,241	374,498		
	中学卒	6	48.0	397,886	64,269	333,617		
	技術係長	1,002	45.4	483,765	58,927	424,838		
	大学卒	612	43.8	490,134	62,051	428,083		
	短大卒	114	45.7	464,563	54,738	409,825		
	高校卒	273	48.8	476,771	52,943	423,828		
中学卒	3	51.0	550,509	125,287	425,222			
事務主任	928	41.5	350,284	36,418	313,866	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上	
大学卒	518	38.6	363,129	38,113	325,016			
短大卒	174	46.3	336,587	33,480	303,107			
高校卒	232	44.4	332,558	34,734	297,824			
中学卒	4	45.3	310,791	42,281	268,510			
技術主任	882	43.3	434,872	58,730	376,142			
大学卒	481	40.3	415,469	58,775	356,694			
短大卒	92	42.5	409,428	60,951	348,477			
高校卒	308	48.1	472,808	57,965	414,843			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	3,994	37.4	308,996	34,019	274,977		同 上	
大学卒	2,225	34.2	321,565	38,680	282,885			
短大卒	614	41.9	293,839	26,590	267,249			
高校卒	1,139	41.4	292,975	29,058	263,917			
中学卒	16	42.8	283,227	24,073	259,154			
技術係員	2,842	34.6	346,496	53,936	292,560			
大学卒	1,546	32.5	353,208	60,539	292,669			
短大卒	366	36.4	337,240	44,257	292,983			
高校卒	923	37.3	338,835	46,697	292,138			
中学卒	7	44.4	358,308	56,092	302,216			

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	対応 級
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当(B)	(A) - (B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	19	53.0	766,167	9,924	756,243	行政職 9級
	大学卒	14	51.5	795,401	13,256	782,145	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	57.5	687,883	750	687,133	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	13	52.1	709,088	117	708,971	
	大学卒	8	52.0	705,965	190	705,775	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	4	53.8	735,105	0	735,105	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	298	53.2	707,534	3,931	703,603	
	大学卒	241	53.1	713,913	4,125	709,788	
	短大卒	16	51.9	672,082	678	671,404	
	高校卒	41	54.5	683,873	4,061	679,812	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	226	53.2	719,169	4,103	715,066	
大学卒	175	53.2	734,368	4,254	730,114		
短大卒	22	52.7	731,466	590	730,876		
高校卒	29	53.1	618,121	5,862	612,259		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	91	49.3	604,704	9,904	594,800		
大学卒	72	48.4	607,383	9,952	597,431		
短大卒	11	53.0	587,168	9,336	577,832		
高校卒	8	52.0	604,703	10,247	594,456		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	38	51.9	751,363	8,407	742,956		
大学卒	28	51.3	773,301	11,134	762,167		
短大卒	6	53.8	674,691	1,287	673,404		
高校卒	4	53.3	712,800	0	712,800		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	543	49.3	551,892	12,631	539,261		
大学卒	383	48.4	561,402	13,603	547,799		
短大卒	54	50.5	518,898	14,679	504,219		
高校卒	105	51.7	536,432	8,152	528,280		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術課長	563	49.2	603,193	20,681	582,512		
大学卒	401	48.9	613,293	20,162	593,131		
短大卒	60	48.2	597,543	19,566	577,977		
高校卒	102	50.9	566,810	23,374	543,436		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	197	45.1	524,407	35,915	488,492		
	短大卒	138	43.0	515,813	38,253	477,560		
	高校卒	23	51.0	519,684	10,081	509,603		
	中学卒	33	49.4	562,322	44,448	517,874		
	中学卒	3	50.7	538,878	32,573	506,305		
	技術課長代理	64	45.0	585,244	50,103	535,141		
	大学卒	40	43.4	594,272	61,708	532,564		
	短大卒	13	48.3	570,009	25,121	544,888		
	高校卒	11	47.1	570,420	37,429	532,991		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	820	45.5	444,739	43,935	400,804	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	503	43.6	444,936	45,183	399,753		
	短大卒	95	48.2	430,689	40,841	389,848		
	高校卒	221	48.7	450,596	42,151	408,445		
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係長	795	45.7	503,533	59,995	443,538			
大学卒	494	44.2	514,082	65,751	448,331			
短大卒	84	46.3	478,420	53,986	424,434			
高校卒	216	48.9	488,617	48,900	439,717			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	530	41.5	371,581	36,468	335,113	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
大学卒	328	38.6	379,790	37,512	342,278			
短大卒	103	46.3	358,192	31,878	326,314			
高校卒	99	45.9	358,313	37,786	320,527			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	641	44.4	464,385	61,870	402,515			
大学卒	347	41.4	441,354	63,316	378,038			
短大卒	61	43.4	439,851	66,628	373,223			
高校卒	233	49.1	505,107	58,472	446,635			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	2,578	37.5	323,438	35,292	288,146		行政職 1級	
大学卒	1,532	34.4	333,082	39,438	293,644			
短大卒	368	42.5	304,672	27,792	276,880			
高校卒	670	41.7	312,340	30,166	282,174			
中学卒	8	41.6	269,204	15,593	253,611			
技術係員	1,969	34.4	359,708	60,626	299,082			
大学卒	1,037	32.5	371,675	70,144	301,531			
短大卒	269	34.9	338,380	45,308	293,072			
高校卒	659	37.2	349,479	51,953	297,526			
中学卒	4	45.5	376,920	52,232	324,688			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	2	48.5	500,482	9,959	490,523	* 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	*	*	*	*	*	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	支店長	4	53.5	640,688	10,375	630,313	* 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	52.0	595,520	0	595,520	
	短大卒	*	*	*	*	*	
	高校卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	121	52.1	568,488	3,648	564,840	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	89	52.3	585,227	2,616	582,611	
	短大卒	8	51.1	508,892	5,910	502,982	
	高校卒	24	51.8	526,283	6,726	519,557	
	技術部長	59	53.0	533,313	2,533	530,780	* 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	34	53.2	558,692	1,354	557,338	
	短大卒	13	52.6	500,374	706	499,668	
	高校卒	11	53.0	495,785	8,566	487,219	
事務部次長	32	49.8	553,765	2,615	551,150	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
大学卒	22	49.2	583,150	3,803	579,347		
短大卒	3	53.0	588,553	0	588,553		
高校卒	7	50.3	446,502	0	446,502		
技術部次長	11	51.9	479,101	9,295	469,806	* 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)	
大学卒	7	51.1	501,846	13,972	487,874		
短大卒	2	49.0	433,150	0	433,150		
高校卒	2	57.5	445,445	2,220	443,225		
事務課長	213	49.4	491,104	25,697	465,407	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	135	48.9	510,721	22,883	487,838		
短大卒	34	50.7	467,020	27,889	439,131		
高校卒	42	50.4	450,504	31,334	419,170		
技術課長	114	48.3	467,505	10,961	456,544	* 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	69	47.3	469,852	9,553	460,299		
短大卒	17	47.6	440,059	21,416	418,643		
高校卒	27	51.1	480,676	8,381	472,295		
事務課長	2	45.5	428,960	60,000	368,960	* 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	*	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	63	44.5	511,700	104,000	407,700		
	短大卒	44	43.0	544,035	118,113	425,922		
	高校卒	12	49.4	456,478	75,630	380,848		
	中学卒	6	48.2	408,977	54,584	354,393		
		*	*	*	*	*		
	技術課長代理	35	46.7	431,740	34,633	397,107		
	大学卒	21	44.4	413,715	33,128	380,587		
	短大卒	3	46.7	446,998	16,448	430,550		
	高校卒	11	51.1	461,991	42,468	419,523		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	347	43.3	376,625	50,323	326,302	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	192	41.3	379,497	49,224	330,273		
	短大卒	49	44.7	371,140	43,666	327,474		
	高校卒	102	46.5	373,058	55,719	317,339		
	中学卒	4	46.5	396,931	47,081	349,850		
	技術係長	154	45.4	413,185	59,606	353,579		
	大学卒	80	43.8	389,750	50,474	339,276		
	短大卒	26	44.3	434,165	59,014	375,151		
高校卒	46	48.6	437,714	72,817	364,897			
中学卒	2	51.0	513,698	128,778	384,920			
事務主任	319	41.1	327,557	38,687	288,870	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	160	38.2	337,837	41,124	296,713			
短大卒	53	46.3	314,150	39,254	274,896			
高校卒	104	42.7	317,790	34,535	283,255			
中学卒	2	53.5	368,282	44,562	323,720			
技術主任	206	40.7	354,744	50,266	304,478			
大学卒	113	38.2	354,670	48,858	305,812			
短大卒	29	41.1	355,078	53,214	301,864			
高校卒	63	44.8	353,620	51,146	302,474			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務係員	1,215	37.0	285,248	33,388	251,860		行政職 1級	
大学卒	621	33.4	297,410	38,607	258,803			
短大卒	209	40.5	279,254	25,337	253,917			
高校卒	378	40.6	268,188	29,193	238,995			
中学卒	7	45.6	306,443	37,203	269,240			
技術係員	651	35.5	325,691	40,253	285,438			
大学卒	370	33.2	325,799	41,877	283,922			
短大卒	84	41.1	340,912	42,644	298,268			
高校卒	195	37.3	319,123	36,287	282,836			
中学卒	2	45.5	306,750	25,920	280,830			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま つて支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当(B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	18	52.6	513,140	10,463	502,677	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	13	51.6	529,491	14,487	515,004		
	短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	4	53.5	475,283	0	475,283			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部長	19	50.4	502,722	7,800	494,922			
大学卒	6	48.7	523,610	198	523,412			
短大卒	4	46.8	470,406	0	470,406			
高校卒	9	53.2	503,160	16,335	486,825			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	2	42.0	400,123	0	400,123	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職 (部長一課長間)		
大学卒	2	42.0	400,123	0	400,123			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	*	*	*	*	*			
大学卒	*	*	*	*	*			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	—	—	—	—	—			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	32	51.7	427,138	15,180	411,958		2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	14	49.5	417,912	14,148	403,764			
短大卒	3	50.0	442,044	21,065	420,979			
高校卒	15	54.1	432,768	14,966	417,802			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	48	48.3	441,656	2,764	438,892			
大学卒	25	47.2	452,067	65	452,002			
短大卒	*	*	*	*	*			
高校卒	21	48.3	430,902	5,952	424,950			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	4	44.8	393,446	25,337	368,109	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職 4級
	大学卒	3	41.0	387,595	33,783	353,812		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	17	47.8	467,946	40,546	427,400		
	大学卒	10	47.1	476,234	50,046	426,188		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	7	48.7	456,105	26,972	429,133		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	70	46.1	348,990	37,474	311,516	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	31	43.5	347,807	42,138	305,669		
	短大卒	9	46.6	346,553	33,014	313,539		
	高校卒	29	48.3	348,775	31,935	316,840		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	53	41.0	392,312	40,922	351,390		
大学卒	38	38.4	390,147	38,330	351,817			
短大卒	4	42.8	371,152	42,728	328,424			
高校卒	11	49.3	407,489	49,221	358,268			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	79	43.3	299,180	26,920	272,260	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	30	39.3	315,864	28,637	287,227			
短大卒	18	46.7	279,028	25,650	253,378			
高校卒	29	45.7	297,594	25,030	272,564			
中学卒	2	37.0	253,300	40,000	213,300			
技術主任	35	37.5	365,976	51,047	314,929			
大学卒	21	33.7	314,906	37,120	277,786			
短大卒	2	36.5	269,597	0	269,597			
高校卒	12	44.3	471,411	83,926	387,485			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	201	40.2	267,324	21,510	245,814		行政職 1級	
大学卒	72	35.2	284,850	23,185	261,665			
短大卒	37	44.9	268,489	21,713	246,776			
高校卒	91	42.4	253,361	20,338	233,023			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	222	33.3	290,323	34,720	255,603			
大学卒	139	30.9	288,395	38,557	249,838			
短大卒	13	37.3	289,921	32,926	256,995			
高校卒	69	37.3	292,883	25,920	266,963			
中学卒	*	*	*	*	*			



その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 ( 課 ) 長	7	56.1	645,882	0		645,882
	研 究 室 ( 係 ) 長	7	53.3	607,657	271		607,386
	主 任 研 究 員	27	45.1	530,229	6,248		523,981
	研 究 員	26	34.7	452,069	88,410		363,659
研 究 補 助 員	13	31.5	403,380	85,786	317,594		
医 療	病 院 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務 代行者
	副 院 長	3	55.7	1,703,081	11,298	1,691,783	
	医 科 長	16	52.5	1,472,491	9,818	1,462,673	
	医 師	31	44.9	1,086,197	59,384	1,026,813	
関 係 職 種	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	53.9	489,173	14,773	474,400	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	56	38.0	334,888	13,792	321,096	
	診 療 放 射 線 技 師	55	40.6	382,052	16,882	365,170	
	臨 床 検 査 技 師	52	38.9	349,485	13,961	335,524	
	栄 養 士	51	35.9	272,936	8,621	264,315	
	理 学 療 法 士	142	34.4	307,172	10,216	296,956	
種	作 業 療 法 士	120	34.8	294,168	9,691	284,477	
	総 看 護 師 長	8	50.1	455,642	2,710	452,932	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	119	48.1	432,832	18,986	413,846	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	331	39.5	341,775	28,677	313,098	
教 育 関 係 職 種	准 看 護 師	94	44.3	260,645	20,718	239,927	
	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	38	60.2	943,387	42,439	900,948	
	大 学 教 授	216	56.6	795,129	30,615	764,514	
	大 学 准 教 授	169	49.1	656,518	32,521	623,997	
	大 学 講 師	167	44.1	550,086	27,332	522,754	
	大 学 助 教	133	40.7	546,991	49,774	497,217	
	高 等 学 校 校 長	2	60.5	674,268	0	674,268	
高 等 学 校 教 頭	7	50.1	535,436	829	534,607		
高 等 学 校 教 諭	106	45.9	467,043	13,193	453,850		

第16表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		78.3%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		65.9%
家 族 手 当 制 度 が な い		21.7%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,536 円
	配 偶 者 と 子 1 人	18,624 円
	配 偶 者 と 子 2 人	24,517 円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は84.2%である。  
 3 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
44.5 %	(19.2) %	(80.8) %	55.5 %

(注) ( )内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ			37.5%		62.5%						

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第18表 民間における冬季賞与の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部 長 級 ( 非 役 員 )	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	59.5 %	40.5 %	55.8 %	44.2 %	54.5 %	45.5 %
500人以上	54.8	45.2	48.9	51.1	49.1	50.9
100人以上500人未満	64.8	35.2	62.9	37.1	60.6	39.4
50人以上100人未満	61.3	38.7	59.3	40.7	56.6	43.4

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.8	77.4	22.4	0.2
%	%	%	%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		62.1	48.5	37.9
非 管 理 職		50.0	41.8	50.0
		%	%	%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第21表において同じ。)  
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
69.8	66.7
%	%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和5年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

##### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

##### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（福岡市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別支出金額に消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第22表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	36,240 円	36,550 円	57,550 円	78,550 円	99,550 円
住 居 関 係 費	49,350	52,490	47,700	42,900	38,110
被 服 ・ 履 物 費	8,530	5,810	9,390	12,970	16,560
雑 費 I	25,040	26,060	49,890	73,720	97,560
雑 費 II	15,520	18,120	25,200	32,290	39,370
計	134,680	139,030	189,730	240,430	291,150

## 4 労働経済関係資料

### 第23表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②		③		④		⑤				⑥	
	実質国内総生産 (GDP)	常用雇用指数 (調査産業計)		有効求人倍率 (季節調整値)		完全失業率 (季節調整値)		きまってる支給与 (調査産業計)				所定 (調査)	
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	福岡県	福岡県	全国	福岡県
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)
令和3年度	2.7	△ 0.4	△ 0.7	1.16	1.08	2.8	3.0	298.2	1.7	272.9	0.2	274.4	1.1
4年度	1.4	△ 0.3	△ 1.4	1.31	1.21	2.6	2.9	304.5	2.1	274.5	0.6	279.6	1.9
令和4年4月		△ 1.1	△ 2.3	1.24	1.05	2.6		307.9	2.5	278.6	0.0	281.9	2.2
5月	1.3	△ 0.9	△ 1.9	1.25	1.07	2.6	2.9	301.2	2.2	274.1	1.3	277.2	1.9
6月		△ 0.6	△ 1.9	1.27	1.09	2.6		304.0	2.3	278.6	3.2	280.0	2.1
7月		△ 0.6	△ 1.7	1.28	1.10	2.6		303.7	2.0	276.7	1.9	279.1	1.9
8月	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.8	1.31	1.11	2.5	3.0	301.9	2.3	274.9	2.0	277.7	2.2
9月		△ 0.4	△ 1.9	1.32	1.12	2.6		304.0	2.6	272.4	0.0	279.7	2.2
10月		△ 0.5	△ 1.5	1.34	1.13	2.6		305.3	2.3	276.4	1.3	279.9	1.8
11月	0.0	△ 0.3	△ 1.7	1.35	1.15	2.5	2.6	305.7	2.6	272.7	△ 0.3	280.0	2.2
12月		△ 0.3	△ 2.5	1.36	1.15	2.5		305.9	2.5	273.2	△ 0.1	280.1	2.3
令和5年1月		0.6	0.2	1.35	1.16	2.4		303.9	1.7	273.3	0.2	279.5	1.7
2月	0.9	0.6	0.0	1.34	1.19	2.6	2.6	303.5	1.4	269.7	△ 1.4	279.1	1.5
3月		0.6	0.8	1.32	1.17	2.8		306.8	1.0	273.0	△ 1.1	281.6	1.0
4月		0.7	1.1	1.32	1.19	2.6		310.9	1.0	279.1	0.2	285.1	1.2
5月	1.5	0.8	1.4	1.31	1.18	2.6	2.5	307.7	2.1	277.3	1.2	283.5	2.2
6月		0.6	2.2	1.30	1.16	2.5		309.5	1.8	275.0	△ 1.3	285.2	1.8
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生					

- (注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪は令和2年基準である。  
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模 30人以上)の数値である。  
 3 ④の福岡県の欄の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県標本設計を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が  
 4 ④の福岡県の欄及び⑨の欄中令和3年度、4年度の項は、それぞれ令和3暦年、4暦年の

内 給 与 産業計)	⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (名 目) (二人以上の世帯)				⑩ 消 費 者 物 価 指 数 ( 総 合 )		⑪ 国内 企 業 物 価 指 数	
	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市	
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前 年 比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前 年 比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
253.1	0.2	142.5	143.7	11.7	11.0	279.0	0.4	285.5	△ 10.0	0.1	△ 0.4	7.1
255.6	1.0	143.5	142.2	12.2	10.7	290.9	4.2	286.3	0.3	3.2	2.9	9.4
259.0	0.2	149.0	147.8	12.9	11.7	304.5	1.2	283.5	2.9	2.5	1.9	9.9
255.5	1.8	137.6	137.4	11.7	10.4	287.7	2.4	259.1	△ 6.0	2.5	2.2	9.4
260.5	4.0	149.6	149.0	12.1	10.7	276.9	6.4	258.2	5.7	2.4	2.6	9.6
257.9	2.6	147.0	144.7	12.1	10.8	285.3	6.6	286.4	22.8	2.6	2.4	9.3
256.1	2.7	139.1	139.0	11.3	10.5	290.0	8.8	287.9	16.6	3.0	2.7	9.6
253.8	0.3	144.0	141.8	12.2	11.3	281.0	5.9	286.7	7.0	3.0	2.0	10.3
257.1	1.4	144.5	143.5	12.6	11.4	298.0	5.7	323.7	8.4	3.7	2.6	9.7
253.9	0.3	146.0	144.6	12.6	11.3	285.9	3.2	290.3	△ 4.8	3.8	3.6	9.9
253.6	0.5	144.2	142.4	12.6	11.1	328.1	3.4	319.8	△ 2.6	4.0	3.9	10.6
255.1	0.7	135.7	134.7	11.8	9.7	301.6	4.8	293.5	0.3	4.3	4.2	9.6
251.7	△ 0.9	139.7	136.2	12.0	9.6	272.2	5.6	275.8	7.7	3.3	3.3	8.3
253.3	△ 1.3	145.8	144.7	12.5	10.1	312.8	1.8	299.1	2.8	3.2	3.4	7.4
258.5	△ 0.2	148.3	145.7	12.6	10.6	303.1	△ 0.5	329.4	16.2	3.5	3.5	6.1
259.0	1.4	140.9	139.5	11.7	9.5	286.4	△ 0.4	345.5	33.4	3.2	3.2	5.3
256.2	△ 1.6	149.7	145.6	11.9	9.5	275.5	△ 0.5	289.6	12.2	3.3	2.6	4.3
労 働 省					総 務 省					日本銀行		

県別結果)である。総務省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。数値である。